

0001

1-1 法律・コンプライアンス > コンプライアンス・リスク管理 | 難易度：基礎

企業におけるコンプライアンスの考え方として、最も適切なものはどれか。

- ア．法令だけでなく、社内規程や社会的要請等も踏まえて適正な企業活動を行うこと
- イ．法令違反が発覚した後にだけ対応すること
- ウ．利益が確保できる限り社内規程を柔軟に無視すること
- エ．法務部門だけが法令を守れば足りると思うこと

答え・解説

正答：ア

ア：コンプライアンスは、単なる事後対応ではなく、法令・社内規程・社会的要請等を踏まえた適正な企業活動を意味する。

イ：事後対応だけでは違反の予防という観点が欠ける。

ウ：社内規程を利益のために無視する考え方はコンプライアンスに反する。

エ：コンプライアンスは一部門だけでなく組織全体に関わる。

総合解説：3級では法律知識を企業活動のリスク管理に結びつけて理解することが重要である。コンプライアンスは、違反の予防・発見・是正を含む継続的な取り組みとして捉える。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0002

1-1 法律・コンプライアンス > コンプライアンス・リスク管理 | 難易度：標準

新規サービスの開始前に、関係法令への適合性が不明であることが判明した。企業の対応として最も適切なものはどれか。

- ア．売上が見込めるため先に開始し、問題が起きてから確認する。
- イ．開始前に適用法令とリスクを確認し、必要な修正や承認手続を行う。
- ウ．競合他社も実施しているので法令確認は不要と判断する。
- エ．担当者個人の経験だけで適法性を判断し、記録を残さない。

答え・解説

正答：イ

ア：違反発生後の対応では損害や信用低下を防げない。

イ：法リスクは、事前に識別・評価し、必要な対策を講じることが基本である。

ウ：他社の実施は自社行為の適法性を保証しない。

エ：重要判断を個人の経験だけに依存させると検証可能性が失われる。

総合解説：リスク管理では、事業開始前の法令確認、関係部門との連携、承認・記録化が有効である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0003

1-1 法律・コンプライアンス > コンプライアンス・リスク管理 | 難易度：基礎

社内規程と法令の関係について、最も適切なものはどれか。

- ア．社内規程に従えば、法令に反していても常に適法となる。
- イ．社内規程は国会が制定するため、法律と同じ効力を持つ。
- ウ．社内規程に従っていても、その内容や行為が法令に反すれば法令違反となり得る。
- エ．社内規程は法令より常に優先して適用される。

答え・解説

正答：ウ

ア：内部ルールで法令違反を適法化することはできない。
イ：社内規程は国会が制定する法律ではない。
ウ：社内規程は組織内部のルールであり、法令違反を正当化する根拠にはならない。
エ：法令に反する社内ルールを優先することはできない。
総合解説：企業は法令に適合する範囲で社内規程を整備し、両者を守る必要がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0004

1-1 法律・コンプライアンス > コンプライアンス・リスク管理 | 難易度：標準

従業員が業務上の法令違反の疑いを把握した場合の初動として、最も適切なものはどれか。

- ア．問題化を避けるため関連メールを削除する。
- イ．上司の評価を気にして事実を隠し続ける。
- ウ．事実確認をせずSNSに会社名と担当者名を直ちに公開する。
- エ．証拠や事実関係を不用意に改変せず、社内の定められた報告・相談ルートを利用する。

答え・解説

正答：エ

ア：記録の削除は事実確認を妨げる。
イ：隠蔽は被害拡大や是正遅延につながる。
ウ：外部公開の前に事実確認と適切な手続を踏む必要がある。
エ：違反疑いの初動では、事実の保全と適切な報告・相談が重要である。
総合解説：コンプライアンス上の問題を把握したときは、事実保全、報告、調査、是正の流れを意識する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0005

1-1 法律・コンプライアンス > コンプライアンス・リスク管理 | 難易度：標準

企業のリスク管理における一般的な考え方として、最も適切なものはどれか。

- ア．リスクを識別し、影響や発生可能性を評価し、対応策を実施したうえで継続的に見直す。
- イ．対応策を決めた後は環境が変化しても見直さない。
- ウ．発生可能性だけを見て損失の大きさは考慮しない。
- エ．すべてのリスクを完全にゼロにできることを前提とする。

答え・解説

正答：ア

ア：リスク管理は識別・評価・対応・モニタリングを継続的に行う考え方である。

イ：法令改正や環境変化に応じた見直しが必要である。

ウ：影響度も重要な評価要素である。

エ：全リスクの完全排除は現実的でなく優先順位付けが必要である。

総合解説：法務リスクも固定的ではないため、対策後のモニタリングと見直しまで含めて管理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0006

1-1 法律・コンプライアンス > コンプライアンス・リスク管理 | 難易度：標準

長年同じ取引手順を使っている企業で、関係法令が改正された。最も適切な対応はどれか。

- ア．従来問題がなかったため改正内容を確認しない。
- イ．改正内容と施行時期を確認し、契約書・社内手順・教育内容への影響を検討する。
- ウ．改正法は新設企業にだけ適用されると一律に考える。
- エ．行政機関から指摘されるまで何もしない。

答え・解説

正答：イ

ア：過去に問題がなかったことは将来の適法性を保証しない。

イ：法令改正は既存業務にも影響し得るため、施行前に影響分析と必要な変更を行う。

ウ：適用対象は条文や経過措置で確認する必要がある。

エ：指摘待ちでは予防法務にならない。

総合解説：企業法務では、制定・改正を継続的に把握し、自社の契約・規程・運用へ反映する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0007

1-1 法律・コンプライアンス > コンプライアンス・リスク管理 | 難易度：基礎

企業のコンプライアンス体制について、最も適切なものはどれか。

- ア．法務部門が存在すれば他部門は法令知識を持つ必要がない。
- イ．経営層は業績だけを担当しコンプライアンスには関与しない。
- ウ．経営層・管理職・従業員など、それぞれの立場で適切な行動が求められる。
- エ．取引先が違反を提案した場合は自社の責任は一切生じない。

答え・解説

正答：ウ

- ア：現場にも必要な知識や相談行動が求められる。
 - イ：経営層の方針や統制は体制整備に重要である。
 - ウ：コンプライアンスは組織全体の課題であり、役割に応じた対応が必要である。
 - エ：取引先の提案でも自社の行為について判断責任が生じ得る。
- 総合解説：法務部門は専門支援を担うが、コンプライアンスを一部門だけに委ねることはできない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0008

1-1 法律・コンプライアンス > コンプライアンス・リスク管理 | 難易度：標準

重要な契約条件について法務確認を行った。リスク管理上、最も適切な対応はどれか。

- ア．口頭で確認したので誰が何を判断したか一切記録しない。
- イ．都合の悪い検討経過だけを削除し結論だけ残す。
- ウ．担当者の私物端末だけに記録し会社として管理しない。
- エ．確認した前提、判断内容、承認経路などを必要な範囲で記録する。

答え・解説

正答：エ

- ア：記録がなければ判断経緯の検証が困難になる。
 - イ：恣意的な記録削除は事実確認を歪める。
 - ウ：会社情報は適切な管理下に置く必要がある。
 - エ：重要判断の記録は、後日の検証、引継ぎ、監査、再発防止に役立つ。
- 総合解説：法務判断では結論だけでなく、前提条件や承認経路を残すことが有効である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0009

1-1 法律・コンプライアンス > コンプライアンス・リスク管理 | 難易度：標準

上司から明らかに法令に反する処理を行うよう指示された従業員の対応として最も適切なものはどれか。

- ア．指示にそのまま従わず、根拠を確認し、必要に応じて上位者や法務・相談窓口等へ相談する。
- イ．上司の指示であれば法令違反でも必ず従う。
- ウ．指示内容を確認せず同僚にも同じ処理を広げる。
- エ．違法性を認識しながら記録を残さないよう処理する。

答え・解説

正答：ア

ア：上司の指示は法令違反を正当化しないため、適切な相談・是正行動が必要である。

イ：職務上の指示であっても法令に優先しない。

ウ：違反の拡大につながる。

エ：隠蔽を伴う処理はコンプライアンスに反する。

総合解説：企業内の指揮命令系統は重要だが、違法な指示に従うことまで正当化されない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0010

1-1 法律・コンプライアンス > コンプライアンス・リスク管理 | 難易度：応用

企業の法令違反が発生した場合のリスクについて、最も適切なものはどれか。

- ア．法令違反による影響は必ず金銭的な罰金だけに限られる。
- イ．法的責任に加え、信用低下や取引機会の喪失などが生じることもある。
- ウ．刑事事件にならなければ企業信用への影響はない。
- エ．契約違反や法令違反は事業継続上のリスクとして検討する必要がある。

答え・解説

正答：イ

ア：法的制裁以外の損失も起こり得る。

イ：法令違反は法的責任だけでなく、信用・顧客・取引先等にも波及し得る。

ウ：刑事責任の有無と信用リスクは別問題である。

エ：契約・法令上の問題は事業リスクと直結し得る。

総合解説：実務では条文上の責任だけでなく、紛争費用、取引停止、信用低下などの二次的影響も評価する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0011

1-1 法律・コンプライアンス > コンプライアンス・リスク管理 | 難易度：標準

コンプライアンス上の相談窓口を設置するだけでなく、実効性を高める取組みとして最も適切なものはどれか。

- ア．窓口の存在を従業員に知らせない。
- イ．相談があっても記録せず原則として放置する。
- ウ．相談対象、利用方法、情報の取扱い等を周知し、相談後の調査・是正につなげる。
- エ．相談者に不利益が生じることを示して利用を抑制する。

答え・解説

正答：ウ

ア：存在が知られていなければ利用できない。
イ：相談後の対応がなければ是正につながらない。
ウ：窓口は利用可能性と適切なフォローがあって初めて実効性を持つ。
エ：相談を萎縮させる運用は問題発見を妨げる。
総合解説：制度を設けるだけでは十分ではなく、周知、適切な取扱い、調査・是正まで機能させることが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0012

1-1 法律・コンプライアンス > コンプライアンス・リスク管理 | 難易度：応用

限られた人員で複数の法務リスクに対応する場合、優先順位付けの考え方として最も適切なものはどれか。

- ア．すべてのリスクを同じ優先順位で扱い重要度を評価しない。
- イ．金額が小さければ生命・安全に関する法的リスクでも常に後回しにする。
- ウ．担当者が個人的に気になる順だけで決める。
- エ．発生可能性だけでなく、影響の大きさ、緊急性、法的義務などを総合的に評価する。

答え・解説

正答：エ

ア：リスクの重大性に差がある以上優先順位付けが必要である。
イ：金額だけでは重大性を評価できない。
ウ：客観的基準を欠くと重要リスクを見落とす。
エ：限られた資源では、影響度・発生可能性・緊急性・法的義務等を総合して優先順位を定める。
総合解説：法務リスク管理では、法的制裁、損害規模、利用者への影響、期限など複数要素を踏まえて対応順位を決める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0013

1-1 法律・コンプライアンス > 法源・法体系・法律の適用 | 難易度：基礎

日本の法体系における日本国憲法の位置付けとして、最も適切なものはどれか。

- ア．国の最高法規であり、その条規に反する法律や命令等は、その反する限度で効力を有しない。
- イ．法律と同順位であり、新しい法律が常に憲法に優先する。
- ウ．地方公共団体の条例より下位に位置する。
- エ．私人間の契約によって憲法の最高法規性を排除できる。

答え・解説

正答：ア

ア：日本国憲法98条は、憲法を国の最高法規と定めている。

イ：法律は憲法に適合する必要がある。

ウ：条例が憲法より上位になることはない。

エ：契約で憲法の法体系上の地位を変更できない。

総合解説：法体系の基本は、上位規範に反する下位規範はそのまま有効とはならないという点にある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0014

1-1 法律・コンプライアンス > 法源・法体系・法律の適用 | 難易度：基礎

国の『法律』を制定する機関として正しいものはどれか。

- ア．内閣だけ
- イ．国会
- ウ．各省庁だけ
- エ．地方公共団体の議会だけ

答え・解説

正答：イ

ア：内閣は法律案を提出できるが内閣だけで法律を制定するものではない。

イ：日本国憲法上、国会は国の唯一の立法機関であり、法律は国会の議決を経て成立する。

ウ：省庁は省令等を定めるが国の法律そのものの制定機関ではない。

エ：地方議会は条例を制定するが国の法律を制定する機関ではない。

総合解説：法律、政令、省令、条例などは名称と制定主体を区別して理解する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0015

1-1 法律・コンプライアンス > 法源・法体系・法律の適用 | 難易度：標準

法律に施行期日について特別の定めがない場合、法の適用に関する通則法上の原則として正しいものはどれか。

- ア．公布と同時に必ず施行する。
- イ．公布の日から3日後に施行する。
- ウ．公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。
- エ．国会で可決された日から1年後に施行する。

答え・解説

正答：ウ

ア：公布日施行は個別に定めがある場合に可能である。

イ：3日という一般原則はない。

ウ：法の適用に関する通則法2条は、別段の定めがない法律の施行を公布の日から起算して20日経過後としている。

エ：可決日から1年という一般原則はない。

総合解説：実際の法律では附則等に個別の施行日が定められることが多く、まずその定めを確認する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0016

1-1 法律・コンプライアンス > 法源・法体系・法律の適用 | 難易度：標準

法の適用に関する通則法上、慣習が法律と同一の効力を有する場合について最も適切なものはどれか。

- ア．公序良俗に反していても業界で長年続いていれば必ず法律と同じ効力を持つ。
- イ．社内だけで行われている慣行は常に国の法律より優先する。
- ウ．一度でも実行された慣習は直ちに強行法規と同じ効力を持つ。
- エ．公序良俗に反せず、法令により認められた慣習または法令に規定のない事項に関する慣習である場合

答え・解説

正答：エ

ア：公序良俗に反する慣習は要件を満たさない。

イ：社内慣行が常に法律に優先するわけではない。

ウ：一度の実行だけで強行法規になるわけではない。

エ：通則法3条は、公序良俗に反しないこと等を要件として慣習の効力を認める。

総合解説：慣習も一定の場合には法源となり得るが、法令に反する慣習が無条件で優先されるわけではない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0017

1-1 法律・コンプライアンス > 法源・法体系・法律の適用 | 難易度：標準

強行規定と任意規定の説明として、最も適切なものはどれか。

- ア．任意規定は当事者の合意で異なる内容を定められるのが原則だが、強行規定に反する合意は認められない。
- イ．強行規定も任意規定も当事者の合意で常に自由に排除できる。
- ウ．任意規定は当事者が合意しても変更できない。
- エ．強行規定は社内規程より下位なので社内規程で排除できる。

答え・解説

正答：ア

- ア：任意規定は当事者意思を補充する規定であり、強行規定は当事者の合意でも排除できない。
 - イ：強行規定まで自由に排除できるわけではない。
 - ウ：任意規定は合意で変更できる点が特徴である。
 - エ：社内規程で強行規定を排除することはできない。
- 総合解説：契約実務では、条文が強行規定か任意規定かの確認が重要である。民法91条も関連する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0018

1-1 法律・コンプライアンス > 法源・法体系・法律の適用 | 難易度：標準

同じ事項について一般法と特別法の双方が適用対象となる場合の一般的な考え方として、最も適切なものはどれか。

- ア．一般法は常に特別法より優先する。
- イ．特別法に特別の定めがある範囲では、その特別法が優先して適用される。
- ウ．新しい法律であれば内容に関係なく必ずすべての旧法を排除する。
- エ．当事者が知らない特別法は適用されない。

答え・解説

正答：イ

- ア：一般法が常に優先するわけではない。
 - イ：一般法と特別法が競合する場合、特則がある範囲では特別法を優先するのが基本的な解釈原則である。
 - ウ：新旧関係だけでなく規律対象や特則の内容を確認する。
 - エ：法の適用は当事者の知不知だけで決まらない。
- 総合解説：企業取引では民法の一般規定に加え、特別法の適用要件と特則を確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0019

1-1 法律・コンプライアンス > 法源・法体系・法律の適用 | 難易度：基礎

実体法と手続法の説明として、最も適切なものはどれか。

- ア．実体法は裁判所の内部規則だけを意味し、手続法は契約内容だけを定める。
- イ．民法は原則として手続法だけで構成される。
- ウ．実体法は権利義務の内容などを定め、手続法はその権利の実現や裁判手続などを定める。
- エ．民事訴訟法は典型的な実体法である。

答え・解説

正答：ウ

- ア：説明が逆である。
- イ：民法は典型的な私法上の実体法である。
- ウ：民法などは実体的な権利義務を定め、民事訴訟法などはその実現手続を定める。
- エ：民事訴訟法は手続法である。

総合解説：権利があることと、その権利を裁判等で実現する手続は別の問題である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0020

1-1 法律・コンプライアンス > 法源・法体系・法律の適用 | 難易度：基礎

公法と私法の一般的な区分について、最も適切な説明はどれか。

- ア．刑法は典型的な私法である。
- イ．民法は国の行政組織だけを規律する公法である。
- ウ．公法と私法の区分は企業取引の法務では一切意味を持たない。
- エ．私法は私人相互の関係を規律する法を中心とし、民法はその代表例である。

答え・解説

正答：エ

- ア：刑法は一般に公法に分類される。
 - イ：民法は私人間関係の基本法である。
 - ウ：企業活動には私法・公法の双方が関係する。
 - エ：民法は私人間の権利義務関係を規律する代表的な私法である。
- 総合解説：企業法務では契約などの私法上の問題に加え、行政規制や刑事法規など公法上の規制も関係する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0021

1-1 法律・コンプライアンス > 法源・法体系・法律の適用 | 難易度：標準

政令や省令などの命令と法律との関係について、最も適切なものはどれか。

- ア．命令は法律に反する内容を自由に定められるものではなく、上位法令との整合が必要である。
- イ．政令は憲法より上位である。
- ウ．省令は国会が制定する法律を無条件に変更できる。
- エ．命令は法律と無関係にどのような義務でも自由に創設できる。

答え・解説

正答：ア

ア：法規範には階層があり、命令は上位の憲法・法律に適合する必要がある。

イ：憲法が最高法規である。

ウ：省令が法律を無条件に変更することはできない。

エ：命令による規律には法律上の根拠や委任の範囲が問題となる。

総合解説：企業が法令を確認する際は、法律本文だけでなく委任に基づく政令・省令等も確認する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0022

1-1 法律・コンプライアンス > 法源・法体系・法律の適用 | 難易度：応用

ある取引について民法の一般規定のほか、業法による特別な規制が存在する可能性がある。法務担当者の確認方法として最も適切なものはどれか。

- ア．民法だけ確認すれば特別法は確認しなくてよい。
- イ．取引の当事者・目的・方法を整理し、一般法と特別法の双方について適用要件と優先関係を確認する。
- ウ．取引名が同じなら当事者属性や取引方法の違いは無視してよい。
- エ．契約書に『法令は適用しない』と書けば強行法規を含めすべて排除できる。

答え・解説

正答：イ

ア：特別法が適用される場合がある。

イ：適用法令は取引の具体的事実と各法令の適用要件を照合して特定する。

ウ：当事者属性や取引方法が適用要件になる法律がある。

エ：強行法規等を契約だけで一律排除することはできない。

総合解説：実務では、取引事実を整理して一般法・特別法・下位法令を段階的に確認する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0023

1-1 法律・コンプライアンス > 私法の基本原則・権利義務 | 難易度：基礎

民法の基本原則である信義誠実の原則について、最も適切なものはどれか。

- ア．権利者は目的を問わず常に無制限に権利を行使できる。
- イ．義務の履行では相手方への信頼を考慮する必要がある。
- ウ．権利の行使および義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。
- エ．信義則は刑事罰の種類だけを定める原則である。

答え・解説

正答：ウ

ア：民法1条3項は権利濫用を許さないとする。

イ：信義則は権利行使・義務履行の誠実さを求める。

ウ：民法1条2項が信義則を定めている。

エ：刑罰の種類を定める原則ではない。

総合解説：私法関係では当事者の自由が尊重されるが、その行使は信義誠実の原則などの制約を受ける。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0024

1-1 法律・コンプライアンス > 私法の基本原則・権利義務 | 難易度：基礎

民法上の権利濫用について、正しいものはどれか。

- ア．権利者の行為であればどのような目的でも必ず保護される。
- イ．権利濫用の禁止は法人には一切関係しない。
- ウ．権利濫用は当事者が合意すれば必ず適法になる。
- エ．形式上権利があっても、その濫用は許されない。

答え・解説

正答：エ

ア：権利行使にも限界がある。

イ：法人の権利行使にも一般原則は関係し得る。

ウ：当事者合意だけで基本原則を無条件に排除できない。

エ：民法1条3項は『権利の濫用は、これを許さない』と定める。

総合解説：権利の存在と、その具体的な行使が許されるかは別問題である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0025

1-1 法律・コンプライアンス > 私法の基本原則・権利義務 | 難易度：基礎

民法上の契約自由の原則について、最も適切なものはどれか。

- ア．法令に特別の定めがある場合を除き、契約をするかどうかや契約内容を当事者が自由に決められる。
- イ．一度交渉を始めたらず契約を締結しなければならない。
- ウ．契約内容は常に行政機関が決め当事者は変更できない。
- エ．契約自由は強行法規にも必ず優先する。

答え・解説

正答：ア

ア：民法521条は、契約締結の自由と、法令の制限内での内容決定の自由を定める。

イ：交渉開始だけで一般に締結義務が生じるわけではない。

ウ：契約内容は当事者自治が基本である。

エ：契約自由も法令の制限を受ける。

総合解説：契約自由は私的自治の重要な現れだが無制限ではなく、強行規定や公序良俗による制約を受ける。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0026

1-1 法律・コンプライアンス > 私法の基本原則・権利義務 | 難易度：標準

民法90条の公序良俗に関する説明として正しいものはどれか。

- ア．公序良俗に反する契約でも書面にすれば必ず有効となる。
- イ．公の秩序または善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は無効となる。
- ウ．公序良俗に反するかどうかは当事者が合意すれば問題にならない。
- エ．民法90条は契約の成立時期だけを定めている。

答え・解説

正答：イ

ア：書面化によって反社会的目的が有効になるわけではない。

イ：民法90条は公序良俗違反の法律行為を無効とする。

ウ：当事者の合意にも公序良俗という限界がある。

エ：成立時期を定める条文ではない。

総合解説：私的自治の原則の下でも、社会秩序に反する法律行為まで保護されるわけではない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0027

1-1 法律・コンプライアンス > 私法の基本原則・権利義務 | 難易度：標準

当事者が、民法中の公の秩序に関しない規定と異なる内容を合意した場合について、民法91条の考え方として最も適切なものはどれか。

- ア．民法の条文と異なる合意は内容を問わずすべて無効となる。
- イ．当事者の合意は強行規定も含めどの規定にも必ず優先する。
- ウ．原則として、その当事者の意思に従う。
- エ．口頭の合意は法令に特別の定めがなくとも常に無効である。

答え・解説

正答：ウ

ア：任意規定であれば異なる合意が可能である。

イ：強行規定まで自由に排除できるわけではない。

ウ：民法91条は、公の秩序に関しない規定と異なる意思表示がある場合に当事者意思を尊重する。

エ：方式自由が原則であり口頭合意が常に無効ではない。

総合解説：民法の任意規定は当事者の合意を補充する役割を持つ。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0028

1-1 法律・コンプライアンス > 私法の基本原則・権利義務 | 難易度：標準

A社とB社が売買契約を締結し、A社が代金支払義務を負った。A社の担当従業員Cについて最も適切な説明はどれか。

- ア．Cが契約書を作成したというだけで代金支払義務は常にC個人に帰属する。
- イ．法人には権利義務が帰属しないためすべて代表者個人に帰属する。
- ウ．会社の契約上の義務は全従業員が当然に連帯して負う。
- エ．契約当事者がA社である以上、原則として代金支払義務はA社に帰属し、C個人の義務になるわけではない。

答え・解説

正答：エ

ア：担当者であることと契約当事者であることは別である。

イ：法人は権利義務の主体となる。

ウ：従業員が当然に会社債務を連帯負担する制度ではない。

エ：法人が契約当事者であれば、その契約上の権利義務は原則として法人に帰属する。

総合解説：企業取引では『誰が行ったか』と『誰に法律効果が帰属するか』を区別する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0029

1-1 法律・コンプライアンス > 私法の基本原則・権利義務 | 難易度：標準

民法1条1項の基本原則として正しいものはどれか。

- ア．私権は公共の福祉に適合しなければならない。
- イ．私権は公共の福祉と無関係に絶対的に行使できる。
- ウ．公共の福祉は刑事法だけに関係し私法には関係しない。
- エ．私権は法人だけが享有し自然人は享有しない。

答え・解説

正答：ア

ア：民法1条1項は私権と公共の福祉の関係を定める。

イ：私権には社会的制約がある。

ウ：民法の基本原則として明記されている。

エ：自然人も私権の主体である。

総合解説：民法の基本原則は私的自治を尊重しつつ権利行使を社会秩序と調和させる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0030

1-1 法律・コンプライアンス > 私法の基本原則・権利義務 | 難易度：応用

事業者XとYが『双方が合意した以上、どの法令にも拘束されない』との条項を契約書に入れた。この条項に関する考え方として最も適切なものはどれか。

- ア．契約自由があるためどの強行法規も完全に排除できる。
- イ．当事者の合意は尊重されるが、強行法規や公序良俗などの制約を受けるため、その条項だけですべての法令適用を排除することはできない。
- ウ．契約書に署名があれば公序良俗違反でも必ず有効である。
- エ．当事者が法人同士なら民法の基本原則は一切適用されない。

答え・解説

正答：イ

ア：強行規定は合意で排除できない。

イ：私的自治・契約自由は法令の制限内で認められる。

ウ：署名の有無だけで公序良俗違反が有効になるわけではない。

エ：法人間取引にも民法の基本原則は関係する。

総合解説：契約自由を『何でも合意すれば有効』と理解するのは誤りであり、強行法規、公序良俗、信義則などが限界となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0031

1-2 権利主体・代理 > 自然人・権利能力・行為能力 | 難易度：基礎

民法上、自然人が私権を享有する能力（権利能力）を取得する時期について正しいものはどれか。

- ア．18歳になった時
- イ．就職した時
- ウ．出生した時
- エ．出生届が受理された時

答え・解説

正答：ウ

- ア：成年年齢と権利能力の始期は別である。
- イ：就職の有無は権利能力の始期と関係しない。
- ウ：民法3条1項は『私権の享有は、出生に始まる』と定める。
- エ：出生届の受理が権利能力取得の要件ではない。

総合解説：権利能力は権利義務の主体となる資格であり、自然人については出生に始まる。行為能力や意思能力とは区別する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0032

1-2 権利主体・代理 > 自然人・権利能力・行為能力 | 難易度：標準

法律行為をした時点で、当事者がその行為の意味・結果を判断できる意思能力を有していなかった場合、民法上その法律行為は原則としてどうなるか。

- ア．常に有効で後からも争えない。
- イ．必ず相手方の承諾があれば有効になる。
- ウ．成年者であれば意思能力の有無にかかわらず有効となる。
- エ．無効となる。

答え・解説

正答：エ

- ア：意思能力がない場合の法律行為は無効である。
- イ：相手方の承諾だけで意思能力欠如が補われるわけではない。
- ウ：成年者でも意思能力を欠く場合はあり得る。
- エ：民法3条の2は、意思表示時に意思能力を有しなかった者の法律行為を無効とする。

総合解説：意思能力は個々の法律行為の意味を理解・判断する能力で、成年年齢や後見開始の審判の有無とは別に判断される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0033

1-2 権利主体・代理 > 自然人・権利能力・行為能力 | 難易度：基礎

民法上の成年年齢として正しいものはどれか。

- ア．18歳（2022年4月施行の改正後の成年年齢）。
- イ．16歳（現行民法の成年年齢ではない）。
- ウ．20歳（改正前の成年年齢と混同したもの）。
- エ．21歳（民法上の成年年齢として定められていない）。

答え・解説

正答：ア

ア：民法4条は、年齢18歳をもって成年とすると定める。

イ：16歳は現行民法の成年年齢ではない。

ウ：成年年齢は2022年4月から20歳から18歳へ引き下げられた。

エ：21歳を成年年齢とする規定はない。

総合解説：2026年度基準では18歳が成年である。旧制度の20歳と混同しない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0034

1-2 権利主体・代理 > 自然人・権利能力・行為能力 | 難易度：標準

17歳の未成年者Aが、法定代理人の同意を得ずに高額商品を購入する契約を締結した。特段の例外事情がない場合、民法上の扱いとして最も適切なものはどれか。

- ア．当然に有効で取り消すことはできない。
- イ．その法律行為は取り消すことができる。
- ウ．当然に無効であり取消しという手続は観念できない。
- エ．売主だけが取り消すことができ、A側には取消権がない。

答え・解説

正答：イ

ア：同意を欠く行為は取消し得る。

イ：民法5条は、未成年者が同意なくした法律行為を取り消すことができるとする。

ウ：『無効』ではなく『取り消すことができる』行為である。

エ：取消権者は売主だけではない。

総合解説：制限行為能力者制度では『当然無効』と『取消し得る』を区別することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0035

1-2 権利主体・代理 > 自然人・権利能力・行為能力 | 難易度：標準

未成年者が法定代理人の同意を得なくても、民法5条1項ただし書により単独でできる行為はどれか。

- ア．未成年者に新たな多額の債務だけを負わせる契約
- イ．不動産を担保にして多額の借金をする契約
- ウ．単に権利を得、または義務を免れる法律行為
- エ．法定代理人の同意が必要な行為について同意があると偽って行うこと

答え・解説

正答：ウ

ア：新たな債務負担は不利益を生じ得る。

イ：重大な財産処分は例外に当たらない。

ウ：単に権利を得る、または義務を免れる行為は未成年者保護を害しないため例外とされる。

エ：詐術は別の法律効果が問題となる。

総合解説：『利益になる面もある』だけでは足りず、単に権利を得る・義務を免れる行為かを判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0036

1-2 権利主体・代理 > 自然人・権利能力・行為能力 | 難易度：標準

法定代理人から一種の営業を許された未成年者について、その営業に関する行為能力の説明として正しいものはどれか。

- ア．未成年者である以上営業に関するすべての行為に毎回必ず同意が必要である。
- イ．営業許可を受けると営業と無関係の法律行為も当然にすべて成年者と同じになる。
- ウ．営業許可は民法上認められていない。
- エ．許された営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有する。

答え・解説

正答：エ

ア：許可された営業の範囲では毎回の同意を要しない。

イ：効果は許された営業に関する範囲に限られる。

ウ：民法に明文規定がある。

エ：民法6条は、一種または数種の営業を許された未成年者に、その営業に関する成年者と同一の行為能力を認める。

総合解説：営業許可は未成年者の行為能力を全面的に成年者と同じにする制度ではなく、許可された営業の範囲に限定される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0037

1-2 権利主体・代理 > 自然人・権利能力・行為能力 | 難易度：標準

成年被後見人が行った法律行為について、民法上の原則として最も適切なものはどれか。

- ア．日用品の購入その他日常生活に関する行為を除き、取り消すことができる。
- イ．成年被後見人の法律行為は例外なくすべて有効である。
- ウ．日常生活行為も含め例外なく当然無効である。
- エ．成年後見人が事前同意すれば、すべて取消し不能になるという制度である。

答え・解説

正答：ア

ア：民法9条は成年被後見人の法律行為を取り消し得るとし、日用品購入等の日常生活行為を例外とする。
イ：取消制度による保護がある。
ウ：当然無効ではなく日常生活行為は取消対象外である。
エ：成年後見制度は単純な同意権制度ではない。
総合解説：成年被後見人については、未成年者とは異なる規律がある。日常生活行為が取消対象から除外される点を押さえる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0038

1-2 権利主体・代理 > 自然人・権利能力・行為能力 | 難易度：応用

被保佐人が民法13条1項に定める重要な財産行為をする場合の基本的な扱いとして、最も適切なものはどれか。

- ア．被保佐人はすべての法律行為を単独で行えず日常生活行為も常に無効となる。
- イ．原則として保佐人の同意を要し、必要な同意等を欠いた行為は取り消し得る。
- ウ．保佐開始の審判を受けると権利能力そのものを失う。
- エ．保佐人は本人の意思に関係なくあらゆる契約を当然に締結できる。

答え・解説

正答：イ

ア：すべての行為が一律に制限されるわけではない。
イ：被保佐人には、借財や保証など法定の重要行為について同意制度がある。
ウ：権利能力は失われない。
エ：保佐人の代理権は当然に無制限に生じるものではない。
総合解説：成年被後見人・被保佐人・被補助人では保護の仕組みが異なる。被保佐人は重要な財産行為を中心に同意が問題となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0039

1-2 権利主体・代理 > 自然人・権能力・行為能力 | 難易度：応用

制限行為能力者が、自分が行為能力者であると信じさせるため詐術を用いて相手方に契約させた場合、民法上の効果として最も適切なものはどれか。

- ア．詐術を用いても常に自由に取り消すことができる。
- イ．詐術を用いた時点でその者は永久に成年者になる。
- ウ．その制限行為能力者は、行為能力の制限を理由としてその行為を取り消すことができない。
- エ．相手方が履行したかどうかにかかわらず契約は当然無効となる。

答え・解説

正答：ウ

ア：相手方の信頼保護のため取消しが制限される。

イ：行為能力者になる制度ではない。

ウ：民法21条は、制限行為能力者が詐術を用いた場合に取消しを認めない。

エ：当然無効とする規定ではない。

総合解説：制限行為能力者保護は強いが、制度を悪用して相手方を欺いた場合まで取消しを認めるわけではない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0040

1-2 権利主体・代理 > 自然人・権能力・行為能力 | 難易度：応用

権能力・意思能力・行為能力の区別について、最も適切な説明はどれか。

- ア．三つはすべて同じ意味であり区別する必要はない。
- イ．権能力は18歳になるまで認められず意思能力だけ出生時から認められる。
- ウ．行為能力を制限されると権能力も当然に失う。
- エ．権能力は権利義務の主体となる資格、意思能力は行為の意味を理解・判断する能力、行為能力は単独で確定的に有効な法律行為をする能力に関する概念である。

答え・解説

正答：エ

ア：意味・役割が異なる。

イ：権能力は出生に始まる。

ウ：行為能力制限は権能力の喪失を意味しない。

エ：三つは異なる法的概念であり、法律行為の効力を考える際に区別が必要である。

総合解説：『権利義務の主体になれるか』『行為の意味を理解できたか』『単独で確定的な法律行為ができるか』を分けて考える。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0041

1-2 権利主体・代理 > 法人・権利義務の主体 | 難易度：基礎

民法上、法人の成立について正しいものはどれか。

- ア．法人は、民法その他の法律の規定によらなければ成立しない。
- イ．複数人が名乗れば、法律上の根拠がなくても当然に法人となる。
- ウ．契約書に『法人』と書くだけで法人格を取得できる。
- エ．法人は国の機関に限られ、民間団体は法人になれない。

答え・解説

正答：ア

ア：民法33条は、法人は法律の規定によらなければ成立しないと定める。

イ：法人格の取得には法律上の根拠が必要である。

ウ：名称だけで法人格は生じない。

エ：会社等の民間法人も存在する。

総合解説：法人は自然人とは別に、法律によって権利義務の主体となる組織である。成立要件は法人類型ごとの法律に従う。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0042

1-2 権利主体・代理 > 法人・権利義務の主体 | 難易度：標準

民法34条による法人の能力について、最も適切なものはどれか。

- ア．法人は自然人と同じく性質上どのような権利義務でも無制限に持てる。
- イ．法令の規定に従い、定款その他の基本約款で定められた目的の範囲内で権利を有し義務を負う。
- ウ．法人は権利だけを持ち義務を負うことはない。
- エ．法人の能力は従業員個人の趣味によって決まる。

答え・解説

正答：イ

ア：法人には性質上・法令上の制約がある。

イ：民法34条は法人の能力を目的の範囲内と定める。

ウ：法人も債務などの義務を負う。

エ：法人の目的は定款等により定められる。

総合解説：法人の権利義務は構成員個人とは区別され、法人自身が契約当事者となり得る。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0043

1-2 権利主体・代理 > 法人・権利義務の主体 | 難易度：基礎

会社法上の『会社』について正しいものはどれか。

- ア．株式会社だけが法人であり他の会社はすべて自然人である。
- イ．会社は代表者個人と法律上まったく同一である。
- ウ．会社は法人である。
- エ．会社法は会社に法人格を認めていない。

答え・解説

正答：ウ

- ア：会社法上の会社は法人である。
- イ：会社と代表者個人は別の法主体である。
- ウ：会社法3条は『会社は、法人とする』と定める。
- エ：会社法に明文規定がある。

総合解説：会社が法人であることは、会社自身が契約を締結し財産を保有し債務を負う主体になれることを意味する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0044

1-2 権利主体・代理 > 法人・権利義務の主体 | 難易度：標準

株式会社Xが取引先Yから商品を購入し、X名義で契約が成立した。代表取締役AとXの関係について最も適切なものはどれか。

- ア．代表取締役が署名した以上、買主は必ずA個人だけになる。
- イ．法人には契約能力がないので契約は当然無効となる。
- ウ．Xの全従業員が自動的に買主となる。
- エ．原則として契約上の買主はXであり、A個人とXは別の法主体である。

答え・解説

正答：エ

- ア：代表者の署名行為と契約効果の帰属先を区別する。
 - イ：会社は法人として契約当事者になれる。
 - ウ：従業員全員が当事者になるわけではない。
 - エ：法人である株式会社が契約当事者となり、代表者は法人のために行為する。
- 総合解説：企業取引では、実際の行為者と契約上の権利義務が帰属する主体を区別する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0045

1-2 権利主体・代理 > 法人・権利義務の主体 | 難易度：基礎

会社法上、会社の住所はどこにあるものとされるか。

- ア．本店の所在地
- イ．代表取締役の自宅
- ウ．最大株主の住所
- エ．すべての支店の所在地を合算した場所

答え・解説

正答：ア

ア：会社法4条は、会社の住所を本店所在地と定める。

イ：代表者個人の住所とは区別される。

ウ：株主の住所で決まるものではない。

エ：会社法上の住所は本店所在地である。

総合解説：会社の本店所在地は登記や管轄など多くの法的場面で重要となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0046

1-2 権利主体・代理 > 法人・権利義務の主体 | 難易度：標準

株式会社Xが所有する業務用車両について、株主Aが『自分はXの株主だから車両も自分の所有物だ』として自由に売却しようとした。最も適切な説明はどれか。

- ア．株主は会社財産を持株数に応じて直接共有するのでいつでも単独売却できる。
- イ．会社財産は法人であるXに帰属し、株主であることだけでA個人が会社財産を自由に処分できるわけではない。
- ウ．会社と株主は同一人格なので会社財産と個人財産を区別する必要はない。
- エ．株主は1株でも保有すれば会社のすべての財産を個人名義に変更できる。

答え・解説

正答：イ

ア：株式は会社財産そのものの直接共有持分ではない。

イ：法人財産と株主個人の財産は法律上区別される。

ウ：法人格により財産帰属が分離される。

エ：株主の地位だけで会社財産の処分権を取得しない。

総合解説：法人格の重要な効果の一つが財産の分離である。会社の財産・債務と株主個人の財産・債務を区別する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0047

1-2 権利主体・代理 > 法人・権利義務の主体 | 難易度：標準

株式会社の株主の責任について、会社法上正しいものはどれか。

- ア．会社の全債務について株主は常に無限に個人責任を負う。
- イ．株主は会社債務の2倍を必ず負担する。
- ウ．原則として、その有する株式の引受価額を限度とする。
- エ．株主は会社の従業員給与を個人財産から直接支払う義務を常に負う。

答え・解説

正答：ウ

ア：株式会社の株主は原則有限責任である。
イ：そのような倍額責任はない。
ウ：会社法104条は株主の責任を株式の引受価額を限度とする。
エ：会社債務は原則として会社自身が負う。
総合解説：株主の有限責任は会社が独立した法人であることと結びつく重要な特徴である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0048

1-2 権利主体・代理 > 法人・権利義務の主体 | 難易度：標準

株式会社Xの大阪支店について、法人格の説明として最も適切なものはどれか。

- ア．支店は設置した瞬間に必ず独立した株式会社になる。
- イ．支店長が存在すれば支店は代表者個人の法人になる。
- ウ．支店は会社と無関係な自然人として扱われる。
- エ．通常、支店それ自体がXとは別個の法人格を持つわけではない。

答え・解説

正答：エ

ア：支店の設置だけで別会社が成立するわけではない。
イ：支店長個人と支店を同一視できない。
ウ：支店は自然人ではない。
エ：支店は会社の営業拠点であり、通常は会社とは別の法人ではない。
総合解説：取引先の『○○支店』と契約する場合も、契約主体は通常その会社である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0049

1-2 権利主体・代理 > 法人・権利義務の主体 | 難易度：応用

会社Xの従業員Aが、正当な権限の範囲でXのために取引契約を締結した。契約上の権利義務の帰属について最も適切なものはどれか。

- ア．適切な代表・代理関係があれば、契約上の権利義務はXに帰属する。
- イ．契約書を作成したA個人にだけ必ず帰属する。
- ウ．法人には義務を負う能力がないため権利だけXに帰属する。
- エ．従業員が締結した契約は権限の有無にかかわらずすべて無効である。

答え・解説

正答：ア

ア：法人は代表者・代理人等を通じて法律行為をし、その効果が法人に帰属し得る。

イ：行為者と効果帰属主体は必ずしも同一ではない。

ウ：法人は権利だけでなく義務も負う。

エ：権限がある行為まで一律無効ではない。

総合解説：法人は機関や代理人を通じて行為する。誰に効果が帰属するかは法人格と権限関係を合わせて判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0050

1-2 権利主体・代理 > 法人・権利義務の主体 | 難易度：応用

自然人と法人の違いについて、最も適切な説明はどれか。

- ア．自然人も法人も登記をしなければ権利能力を一切取得しない。
- イ．自然人は出生により権利能力を取得するのに対し、法人は法律の規定に基づく成立によって権利義務の主体となる。
- ウ．法人は権利義務の主体になれず代表者個人だけが主体となる。
- エ．自然人は18歳になるまで権利能力を持たないが法人は設立前から当然に持つ。

答え・解説

正答：イ

ア：自然人の権利能力は出生に始まる。

イ：自然人と法人では権利能力の取得根拠が異なる。

ウ：法人も権利義務の主体となる。

エ：自然人の権利能力と成年年齢を混同している。

総合解説：権利主体の整理では、自然人については出生、法人については法律に基づく成立という違いを押さえる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0051

1-2 権利主体・代理 > 代理・無権代理・表見代理 | 難易度：基礎

代理人が代理権の範囲内で、本人のためにすることを示して相手方に意思表示をした場合、その法律効果は原則として誰に直接生じるか。

- ア．代理人だけ
- イ．相手方の従業員
- ウ．本人
- エ．裁判所

答え・解説

正答：ウ

ア：代理人は行為者だが効果帰属主体は本人である。

イ：相手方従業員に帰属する制度ではない。

ウ：民法99条により、適法な代理行為の効果は本人に直接帰属する。

エ：裁判所が契約当事者になるわけではない。

総合解説：代理制度では、代理人が意思表示を行い、本人に法律効果を帰属させる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0052

1-2 権利主体・代理 > 代理・無権代理・表見代理 | 難易度：標準

代理人Aが、本人Bのためにすることを示さずに相手方Cと契約した。CがAの代理意思を知らず、知ることもできなかった場合、民法上の原則として最も適切なものはどれか。

- ア．当然にBにのみ効果が帰属する。
- イ．契約は常に無効となる。
- ウ．Cが一方的にBを契約当事者に指定できる。
- エ．Aが自己のためにした意思表示とみなされる。

答え・解説

正答：エ

ア：顕名がない場合の原則に反する。

イ：当然無効とする規定ではない。

ウ：相手方が自由に本人を指定できる制度ではない。

エ：民法100条は、代理人が本人のためにすることを示さない意思表示を原則として自己のためにしたものとみなす。

総合解説：代理では原則として顕名が必要だが、相手方が代理意思を知り又は知ることができた場合には例外がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0053

1-2 権利主体・代理 > 代理・無権代理・表見代理 | 難易度：標準

代理人の権限の範囲が定められていない場合、民法上、その代理人ができる行為として最も適切なものはどれか。

- ア．保存行為と、代理の目的物・権利の性質を変えない範囲での利用・改良行為
- イ．本人の財産を自由に贈与する行為
- ウ．本人の重要財産を目的を問わず売却する行為
- エ．本人の事業を全面的に廃止する行為

答え・解説

正答：ア

ア：民法103条は、権限の定めのない代理人の権限を保存行為等に限定する。

イ：無償処分は通常保存行為等の範囲を超える。

ウ：重要財産の自由処分権まで当然に認められない。

エ：事業廃止のような重大行為まで当然に権限があるわけではない。

総合解説：代理権の範囲が定められていないからといって、代理人が何でもできるわけではない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0054

1-2 権利主体・代理 > 代理・無権代理・表見代理 | 難易度：応用

代理人Aが代理権の範囲内の行為をしたが、自己の利益を図る目的であり、相手方Cもその目的を知っていた。民法上の扱いとして最も適切なものはどれか。

- ア．代理権の範囲内なので相手方の悪意にかかわらず必ず本人に有効となる。
- イ．その行為は、代理権を有しない者がした行為とみなされる。
- ウ．代理人が利益を得る目的なら刑事上の問題だけで民事上の効果は変わらない。
- エ．本人の意思に関係なく相手方の認識は一切考慮されない。

答え・解説

正答：イ

ア：相手方の認識が要件となる。

イ：民法107条は、代理権濫用について相手方が目的を知り又は知ることができたときは無権代理とみなす。

ウ：民事上の代理効果にも影響する。

エ：相手方の認識は重要である。

総合解説：代理権の形式的範囲内でも、本人を害して代理人等の利益を図る濫用行為には特別な規律がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0055

1-2 権利主体・代理 > 代理・無権代理・表見代理 | 難易度：標準

代理人が本人と自分自身の間の契約を本人の代理人として行う自己契約について、民法上の原則として最も適切なものはどれか。

- ア．自己契約は常に無条件で有効である。
- イ．自己契約は刑法上の問題だけで代理法上の制限はない。
- ウ．原則として代理権を有しない者がした行為とみなされるが、債務の履行や本人の事前許諾等には例外がある。
- エ．本人が事前に許諾しても絶対に有効になり得ない。

答え・解説

正答：ウ

ア：利益相反のおそれから原則制限される。
イ：民法上の代理権の問題である。
ウ：民法108条は自己契約・双方代理等を原則無権代理扱いとし、例外を設ける。
エ：本人の事前許諾は例外として認められる。
総合解説：自己契約・双方代理では利益相反が生じやすいため原則として制限される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0056

1-2 権利主体・代理 > 代理・無権代理・表見代理 | 難易度：応用

本人Bが取引先Cに対し『Aに代理権を与えた』と表示したが、実際にはAに代理権を与えていなかった。Aが表示された範囲内でCと契約し、Cが代理権不存在について善意無過失である場合に問題となる制度はどれか。

- ア．無効な行為の追認
- イ．未成年者取消し
- ウ．公示による意思表示
- エ．代理権授与の表示による表見代理

答え・解説

正答：エ

ア：無効行為の追認とは異なる。
イ：行為能力の問題ではない。
ウ：意思表示の到達方法の問題ではない。
エ：民法109条は、本人の代理権授与表示を信頼した第三者を一定の要件で保護する。
総合解説：表見代理では、本人側が作り出した代理権の外観と相手方の信頼が重視される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0057

1-2 権利主体・代理 > 代理・無権代理・表見代理 | 難易度：応用

本人BがAに『100万円までの商品購入』の代理権を与えていたところ、Aが150万円の商品を購入した。相手方CにAが150万円まで権限を持つと信ずべき正当な理由がある場合、民法上問題となる制度はどれか。

- ア．権限外の行為の表見代理
- イ．心裡留保
- ウ．錯誤
- エ．成年被後見制度

答え・解説

正答：ア

ア：基本代理権があるが権限を超えた行為で、相手方に正当理由がある場合は民法110条の表見代理が問題となる。
イ：真意でない意思表示の問題ではない。
ウ：意思表示の錯誤の問題ではない。
エ：行為能力の問題ではない。
総合解説：表見代理は、外観を信頼した相手方を一定の要件で保護する制度である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0058

1-2 権利主体・代理 > 代理・無権代理・表見代理 | 難易度：応用

Aの代理権が消滅した後、Aが以前の代理権の範囲内でCと契約した。Cが代理権消滅を知らず、知らなかったことに過失もない場合、民法上の説明として最も適切なものはどれか。

- ア．代理権が消滅した以上、相手方の善意無過失にかかわらず表見代理は一切成立しない。
- イ．代理権消滅後の表見代理により、本人が責任を負うことがある。
- ウ．契約は必ずA個人とCの契約としてのみ成立し本人の責任は問題にならない。
- エ．Cが知らなかっただけで過失の有無は一切問われない。

答え・解説

正答：イ

ア：代理権消滅後にも表見代理制度がある。
イ：民法112条は、代理権消滅後の外観を信頼した善意無過失の第三者を保護する。
ウ：本人責任が生じる余地がある。
エ：第三者に過失がある場合は保護されない。
総合解説：代理権を終了させた場合は、取引先への通知や権限証明書の回収など外観を残さない対応が重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0059

1-2 権利主体・代理 > 代理・無権代理・表見代理 | 難易度：標準

代理権を有しないAがBの代理人と称してCと契約した。表見代理が成立しない場合、Bが追認する前の契約のBに対する効力について正しいものはどれか。

- ア．無権代理でも直ちにBに完全な効力を生じる。
- イ．無権代理契約は常に当然にCだけに効力を生じる。
- ウ．Bが追認しなければ、Bに対して効力を生じない。
- エ．Bの意思とは無関係に裁判所が自動的に追認したことになる。

答え・解説

正答：ウ

ア：本人の追認が必要である。

イ：そのような一律の効果はない。

ウ：民法113条は、無権代理契約は本人の追認がなければ本人に対して効力を生じないと定める。

エ：追認は本人の意思表示による。

総合解説：無権代理と表見代理は区別する。無権代理では本人の追認が重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0060

1-2 権利主体・代理 > 代理・無権代理・表見代理 | 難易度：標準

無権代理人Aと契約した相手方Cが、本人Bに対し相当の期間を定めて追認するか確答するよう催告した。Bが期間内に確答しなかった場合の民法上の扱いはどれか。

- ア．追認したものとみなされる。
- イ．契約は当然に刑事事件となる。
- ウ．催告自体が無効となり何の効果もない。
- エ．追認を拒絶したものとみなされる。

答え・解説

正答：エ

ア：無回答を追認とみなす規定ではない。

イ：刑事法の問題ではない。

ウ：催告には法律上の効果がある。

エ：民法114条は、本人が期間内に確答しないときは追認拒絶とみなす。

総合解説：無権代理の相手方は不安定な地位に置かれるため、本人に態度を確定させる催告権が認められている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0061

1-2 権利主体・代理 > 代理・無権代理・表見代理 | 難易度：標準

CはAに代理権がないことを知らずにAと契約した。本人Bはまだ追認していない。この場合のCの取消権について最も適切なものはどれか。

- ア．Bが追認しない間は、Cは契約を取り消すことができる。
- イ．Bが追認していなくてもCには一切取消権がない。
- ウ．Cが代理権不存在を知らなかったかどうかに関係なくBの追認後も自由に取り消せる。
- エ．無権代理契約では相手方に法律上の保護は一切ない。

答え・解説

正答：ア

ア：民法115条は、相手方が代理権不存在を知らなかった場合、本人の追認前に取消しを認める。
イ：相手方保護のため取消権がある。
ウ：追認後まで自由に取り消せるわけではない。
エ：催告権や取消権などの保護がある。
総合解説：契約時に代理権がないことを知っていた相手方は取消権で保護されない点にも注意する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0062

1-2 権利主体・代理 > 代理・無権代理・表見代理 | 難易度：応用

本人が無権代理行為を追認した場合、その効力について民法上の原則として正しいものはどれか。

- ア．追認は将来に向かってのみ効力を生じ遡及することは絶対にない。
- イ．別段の意思表示がなければ契約の時にさかのぼって効力を生じるが、第三者の権利を害することはできない。
- ウ．追認をすれば第三者が既に取得した権利も必ず消滅する。
- エ．追認は裁判所の許可がなければ一切できない。

答え・解説

正答：イ

ア：原則として契約時に遡る。
イ：民法116条は追認の遡及効を原則としつつ、第三者の権利を害せないとする。
ウ：第三者保護の制限がある。
エ：一般に本人の追認に裁判所許可を要しない。
総合解説：無権代理の追認は、本人が後から代理行為の効果を受け入れる制度であり、遡及効と第三者保護をセットで理解する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0063

1-3 意思表示・契約成立 > 意思表示 | 難易度：標準

Aが真意ではないことを自分で知りながら、Bに対して『この物を100万円で売る』と意思表示した。BがAの真意でないことを知らず、知ることもできなかった場合、心裡留保の原則として最も適切なものはどれか。

- ア．真意でなければ相手方の認識にかかわらず常に無効となる。
- イ．真意でなければ常に取り消すことができるだけで決して有効にならない。
- ウ．Aが真意でないことを知っていたというだけでは、意思表示の効力は妨げられない。
- エ．Bが善意なら契約は刑事事件となる。

答え・解説

正答：ウ

ア：相手方の認識が重要である。

イ：心裡留保は一律取消しではない。

ウ：民法93条は、心裡留保を原則有効とし、相手方が真意でないことを知り又は知ることができた場合に無効とする。

エ：刑事事件になるという規定ではない。

総合解説：心裡留保では、表意者の真意と相手方の認識を分けて判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0064

1-3 意思表示・契約成立 > 意思表示 | 難易度：標準

Aが冗談であることを自覚しつつ売却の意思表示をし、相手方Bも明らかに冗談だと知っていた。この意思表示の効力について最も適切なものはどれか。

- ア．Bが知っていても常に有効である。
- イ．当然に取消し得るだけで無効にはなり得ない。
- ウ．Aが書面に署名すればBの認識にかかわらず必ず有効となる。
- エ．無効となる。

答え・解説

正答：エ

ア：相手方の悪意等があると例外的に無効となる。

イ：この場合は取消しではなく無効である。

ウ：書面の有無だけで条文の効果は変わらない。

エ：民法93条ただし書により、相手方が真意でないことを知り又は知ることができたときは無効となる。

総合解説：同じ心裡留保でも、相手方の認識によって結論が変わる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0065

1-3 意思表示・契約成立 > 意思表示 | 難易度：基礎

AとBが通謀して、実際には売買する意思がないのに売買したように装う契約をした。この通謀虚偽表示の当事者間の効力はどうか。

- ア．無効となる。
- イ．有効であり当事者は無効を主張できない。
- ウ．必ず取消しをしなければ効力を否定できない。
- エ．裁判所の許可を得るまでは常に有効である。

答え・解説

正答：ア

ア：民法94条1項は、相手方と通じてした虚偽の意思表示を無効とする。

イ：通謀虚偽表示は当事者間で無効である。

ウ：取消しではなく無効である。

エ：裁判所許可を要件とする規定ではない。

総合解説：虚偽表示では、表意者と相手方が通じて虚偽の外観を作っている点が心裡留保と異なる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0066

1-3 意思表示・契約成立 > 意思表示 | 難易度：応用

AとBの通謀虚偽表示による不動産売買が無効である場合に、Bからその不動産を取得した善意の第三者Cとの関係について最も適切なものはどれか。

- ア．虚偽表示が無効ならCの善意・悪意にかかわらずAは必ず無効を対抗できる。
- イ．Aは、虚偽表示の無効を善意のCに対抗できない。
- ウ．Cが善意でもAの承諾書がなければ必ず権利を失う。
- エ．善意の第三者保護は民法94条には存在しない。

答え・解説

正答：イ

ア：第三者保護の規定がある。

イ：民法94条2項は、虚偽表示の無効を善意の第三者に対抗できないとする。

ウ：善意の第三者を保護するのが条文の趣旨である。

エ：明文で第三者保護が定められている。

総合解説：当事者間は無効でも、虚偽の外観を信じた善意の第三者が保護される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0067

1-3 意思表示・契約成立 > 意思表示 | 難易度：標準

民法95条の錯誤による意思表示について、最も適切な説明はどれか。

- ア．錯誤があれば軽微なものでも必ず当然無効となる。
- イ．錯誤による意思表示は現在もすべて無効であり取消しという制度はない。
- ウ．法律行為の目的および取引上の社会通念に照らして重要な錯誤である場合、一定の要件の下で取り消すことができる。
- エ．錯誤は刑事事件にだけ関係し契約の効力には影響しない。

答え・解説

正答：ウ

- ア：軽微な錯誤まで無条件に取消しできるわけではない。
 - イ：改正後の民法では錯誤の効果は取消しである。
 - ウ：現行民法95条は、重要な錯誤について取消しを認める。
 - エ：民事上の意思表示の効力に関わる。
- 総合解説：旧制度との混同に注意し、2026年度基準では錯誤の効果は『取消し』と整理する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0068

1-3 意思表示・契約成立 > 意思表示 | 難易度：応用

Aは『この土地には建物を建てられる』と誤信し、それを契約の基礎事情としてBに表示したうえで土地を購入した。この事情が真実に反し取引上重要である場合、錯誤取消しについて最も適切なものはどれか。

- ア．動機に関する錯誤は表示の有無や重要性にかかわらず一切考慮されない。
- イ．基礎事情の錯誤は常に当然無効となる。
- ウ．契約後にAが困ったと感じれば錯誤の有無に関係なく必ず取り消せる。
- エ．法律行為の基礎とした事情の錯誤として、他の要件も満たせば取消しが認められ得る。

答え・解説

正答：エ

- ア：表示された重要な基礎事情の錯誤は取消しの対象になり得る。
 - イ：効果は当然無効ではなく取消しである。
 - ウ：単なる後悔だけでは要件を満たさない。
 - エ：民法95条1項2号・2項は、基礎事情の錯誤について、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていることを要する。
- 総合解説：錯誤は単なる勘違いなら何でも取り消せるわけではなく、重要性や表示等の要件を確認する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0069

1-3 意思表示・契約成立 > 意思表示 | 難易度：基礎

相手方の詐欺によって契約の意思表示をした場合、民法上の原則としてどうなるか。

- ア．その意思表示を取り消すことができる。
- イ．当然に無効となり取消しは不要である。
- ウ．詐欺でも契約は絶対に有効である。
- エ．詐欺は刑事法だけの問題で民法上の効果はない。

答え・解説

正答：ア

ア：民法96条1項は、詐欺による意思表示を取り消すことができると定める。
イ：詐欺の民法上の効果は取消しである。
ウ：取消制度がある。
エ：刑事責任とは別に民事上の効果がある。
総合解説：詐欺・強迫は『無効』ではなく『取消し』である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0070

1-3 意思表示・契約成立 > 意思表示 | 難易度：応用

AがBに売却の意思表示をしたが、Aをだましたのは契約相手Bではなく第三者Cだった。BがCの詐欺を知らず、知ることもできなかった場合、民法96条2項による取消しについて最も適切なものはどれか。

- ア．第三者が詐欺をただけでBの認識にかかわらず必ず取り消せる。
- イ．Aは、第三者Cの詐欺を理由としてBに対する意思表示を取り消すことはできない。
- ウ．Bが善意であれば意思表示は当然無効となる。
- エ．第三者詐欺は民法上まったく規定されていない。

答え・解説

正答：イ

ア：相手方の悪意・有過失が必要である。
イ：第三者詐欺では、相手方がその事実を知り又は知ることができたときに限り取消し可能である。
ウ：善意の相手方に対して当然無効となるわけではない。
エ：民法96条2項に規定がある。
総合解説：第三者詐欺では、契約相手方の信頼との調整から相手方の認識が要件となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0071

1-3 意思表示・契約成立 > 意思表示 | 難易度：基礎

強迫によって行った意思表示について、民法上の原則として正しいものはどれか。

ア．常に有効で取り消せない。

イ．必ず当然無効になる。

ウ．取り消すことができる。

エ．刑事責任が確定するまで民法上は一切主張できない。

答え・解説

正答：ウ

ア：強迫は取消原因である。

イ：当然無効とする規定ではない。

ウ：民法96条1項は、強迫による意思表示を取り消すことができるとする。

エ：刑事手続の確定は一般的要件ではない。

総合解説：詐欺と強迫はいずれも取消原因である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0072

1-3 意思表示・契約成立 > 意思表示 | 難易度：標準

相手方のある意思表示は、民法上、原則としていつ効力を生ずるか。

ア．表意者が心の中で決意した時

イ．郵便物を作成した時

ウ．相手方が実際に全文を読んだ時に限る

エ．その通知が相手方に到達した時

答え・解説

正答：エ

ア：内心の決意だけでは相手方への意思表示にならない。

イ：作成だけでは到達していない。

ウ：到達は現実の閲読まで必ず必要とする概念ではない。

エ：民法97条1項は、意思表示は通知が相手方に到達した時から効力を生ずるとする。

総合解説：契約実務では解除通知や催告などの到達時期が重要になる。発送時と到達時を区別する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0073

1-3 意思表示・契約成立 > 意思表示 | 難易度：応用

意思表示の通知が相手方に通常到達すべき状況にあったのに、相手方が正当な理由なく到達を妨げた場合の民法上の考え方として最も適切なものはどれか。

- ア．その通知は、通常到達すべきであった時に到達したものとみなされ得る。
- イ．相手方が受領を妨げれば表意者は永久に意思表示の効力を発生させられない。
- ウ．受領拒絶があればその意思表示は必ず取消しに変わる。
- エ．到達妨害は意思表示の効力と一切関係しない。

答え・解説

正答：ア

- ア：民法97条2項は、相手方が正当な理由なく到達を妨げた場合の到達擬制を定める。
- イ：相手方の妨害で一方的に効力発生を阻止できないよう調整される。
- ウ：取消原因に変わる制度ではない。
- エ：到達判断に関係する。

総合解説：通知実務では、相手方の受領状況や拒絶の事情も問題になる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0074

1-3 意思表示・契約成立 > 意思表示 | 難易度：応用

意思表示の相手方が、その通知を受けた時に未成年者であった場合、民法98条の2の原則として最も適切なものはどれか。

- ア．未成年者に届けば法定代理人が知らなくても常に完全に対抗できる。
- イ．表意者は、その意思表示をその未成年者に対抗できないが、法定代理人が知った後などは例外がある。
- ウ．未成年者宛ての意思表示は例外なく永久に無効となる。
- エ．受領能力の問題は意思表示の到達とは一切関係しない。

答え・解説

正答：イ

- ア：受領能力の制限がある。
- イ：民法98条の2は、意思能力を欠く者・未成年者・成年被後見人が受領時の相手方である場合の保護を定める。
- ウ：永久無効ではなく法定代理人が知った後等に対抗可能となる。
- エ：意思表示の効力・対抗関係に関する規定である。

総合解説：意思表示をする側の能力だけでなく、受ける側の受領能力も問題となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0075

1-3 意思表示・契約成立 > 申込み・承諾・契約成立 | 難易度：基礎

民法上、契約は原則としてどのように成立するか。

- ア．当事者の一方が契約書を印刷ただけで成立する。
- イ．裁判所が契約内容を認可した時だけ成立する。
- ウ．契約内容を示した申込みに対して、相手方が承諾したときに成立する。
- エ．当事者間の合意がなくても請求書を送れば必ず成立する。

答え・解説

正答：ウ

ア：印刷だけでは相手方の承諾がない。

イ：一般の契約成立に裁判所認可は不要である。

ウ：民法522条1項は、申込みと承諾の合致による契約成立を定める。

エ：請求書送付だけで合意が成立するとは限らない。

総合解説：契約成立の中心は意思表示の合致である。申込みと単なる広告・案内は区別して考える。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0076

1-3 意思表示・契約成立 > 申込み・承諾・契約成立 | 難易度：基礎

契約の成立方式について、民法522条2項の原則として正しいものはどれか。

- ア．すべての契約は公正証書でなければ無効である。
- イ．すべての契約は実印を押さなければ成立しない。
- ウ．口頭の合意は契約内容にかかわらず常に無効である。
- エ．法令に特別の定めがある場合を除き、書面作成など特定の方式を要しない。

答え・解説

正答：エ

ア：公正証書が必要な契約は一部に限られる。

イ：実印は一般的な成立要件ではない。

ウ：口頭契約も法令に特別の定めがなければ成立し得る。

エ：民法522条2項は、契約成立について方式自由を原則としている。

総合解説：実務では証拠化のため書面を作ることが多いが、証拠として望ましいことと成立要件は区別する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0077

1-3 意思表示・契約成立 > 申込み・承諾・契約成立 | 難易度：標準

AがBに対し『5日以内に承諾してください』と承諾期間を定めて申込みをし、撤回権を留保していなかった。この申込みについて原則として正しいものはどれか。

- ア．Aはその承諾期間中、申込みを撤回することができない。
- イ．Aはいつでも理由なく撤回できる。
- ウ．承諾期間を定めると申込みは直ちに失効する。
- エ．Bが承諾する前でも申込みは必ず契約として成立している。

答え・解説

正答：ア

ア：民法523条1項は、承諾期間を定めた申込みを原則撤回不可とする。

イ：撤回権を留保していない限り原則撤回できない。

ウ：期間設定は申込みの失効を意味しない。

エ：承諾前はまだ契約が成立していない。

総合解説：承諾期間を定めた申込みでは、相手方の検討期間が保護される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0078

1-3 意思表示・契約成立 > 申込み・承諾・契約成立 | 難易度：標準

承諾期間を定めた申込みについて、申込者がその期間内に承諾の通知を受けなかった場合、原則として申込みはどうなるか。

- ア．自動的に契約が成立する。
- イ．効力を失う。
- ウ．永久に撤回不能なまま存続する。
- エ．相手方が何も言わなくても承諾したものとみなされる。

答え・解説

正答：イ

ア：沈黙による自動成立の規定ではない。

イ：民法523条2項は、期間内に承諾通知を受けなかった申込みは効力を失うとする。

ウ：申込みが永続するわけではない。

エ：無回答を承諾とみなす一般原則はない。

総合解説：期限付き申込みでは、期限内に承諾が到達したかを確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0079

1-3 意思表示・契約成立 > 申込み・承諾・契約成立 | 難易度：標準

承諾期間を過ぎて到達した承諾について、民法上、申込者ができる対応として最も適切なものはどれか。

- ア．必ず元の申込みに対する有効な承諾として扱わなければならない。
- イ．遅延承諾は刑事罰の対象となる。
- ウ．遅延した承諾を新たな申込みとみなすことができる。
- エ．遅延承諾は法律上存在しなかったものとして一切利用できない。

答え・解説

正答：ウ

ア：期限経過後なので元の申込みへの承諾として当然有効ではない。

イ：刑事法の問題ではない。

ウ：民法524条は、申込者が遅延した承諾を新たな申込みとみなせると定める。

エ：新たな申込みとして扱える余地がある。

総合解説：期限後の承諾は完全に無意味ではなく、申込者が新たな申込みとして扱える場合がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0080

1-3 意思表示・契約成立 > 申込み・承諾・契約成立 | 難易度：応用

承諾期間を定めずに対話者ではない相手方へ申込みをした場合の撤回について、民法上の基本的な考え方として最も適切なものはどれか。

- ア．期間を定めていない申込みは発信直後から常に自由に撤回できる。
- イ．期間を定めていない申込みは永久に撤回できない。
- ウ．相手方が一度読んだだけで承諾がなくても契約成立となる。
- エ．申込者が承諾の通知を受けるのに相当な期間を経過するまでは原則として撤回できないが、撤回権を留保した場合は別である。

答え・解説

正答：エ

ア：相手方が検討し承諾通知をするための相当期間が保護される。

イ：永久に拘束されるわけではない。

ウ：承諾なしに契約が成立する一般原則ではない。

エ：民法525条は、承諾期間を定めない申込みについて相当期間中の撤回を原則制限する。

総合解説：承諾期間が明示されていない場合でも、申込みが直ちに自由撤回できるとは限らない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0081

1-3 意思表示・契約成立 > 申込み・承諾・契約成立 | 難易度：標準

対面でAがBに『今この場で100万円で売ります』と申込み、承諾期間を定めなかった。対話が継続している間の申込みについて、民法上の原則として最も適切なものはどれか。

- ア．対話が継続している間は、原則としていつでも撤回することができる。
- イ．対話中は絶対に撤回できない。
- ウ．対話中はBが沈黙しているだけで契約が成立する。
- エ．対話者への申込みには民法上の規律がない。

答え・解説

正答：ア

ア：民法525条3項は、対話者に対する承諾期間の定めのない申込みについて対話継続中の撤回を認める。
イ：対話中の申込みには特有の規律がある。
ウ：沈黙を承諾とする一般原則はない。
エ：条文上の規律がある。
総合解説：対話者と隔地者では申込みの存続・撤回に関する考え方が異なる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0082

1-3 意思表示・契約成立 > 申込み・承諾・契約成立 | 難易度：応用

申込みの意思表示または取引上の慣習により承諾の通知を必要としない場合、契約は原則としていつ成立するか。

- ア．申込者が申込みを考えた時
- イ．承諾の意思表示と認めるべき事実があった時
- ウ．相手方が申込みを受け取る前
- エ．裁判所に契約書を提出した時

答え・解説

正答：イ

ア：内心だけでは成立しない。
イ：民法527条は、承諾通知を要しない場合、承諾意思を認めるべき事実があった時に契約が成立すると定める。
ウ：申込み到達前を一般的成立時期とはしない。
エ：裁判所提出は一般的成立要件ではない。
総合解説：取引慣行等により、承諾の通知ではなく履行着手などの行為で承諾が示される場合がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0083

1-3 意思表示・契約成立 > 申込み・承諾・契約成立 | 難易度：標準

Aが『商品を100万円で売る』と申込み、Bが『90万円なら買う』と返答した。民法528条の考え方として最も適切なものはどれか。

- ア．Bの返答だけで100万円の契約が成立する。
- イ．Bの返答だけで90万円の契約が必ず成立する。
- ウ．BはAの申込みを拒絶し、新たな申込みをしたものとみなされる。
- エ．条件変更があっても常に元の申込みへの承諾として扱われる。

答え・解説

正答：ウ

ア：元の条件に一致する承諾ではない。

イ：Aの承諾がなければ90万円契約は成立しない。

ウ：民法528条は、申込みに変更を加えた承諾を申込みの拒絶と新たな申込みとみなす。

エ：変更承諾は新たな申込みとして扱われる。

総合解説：申込みと承諾の内容が一致して初めて契約が成立する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0084

1-3 意思表示・契約成立 > 申込み・承諾・契約成立 | 難易度：応用

A社とB社が口頭で売買条件に合意した後、契約書はまだ作成していない。法令上書面を成立要件とする特別規定がない場合の説明として最も適切なものはどれか。

- ア．契約書がない限り契約は絶対に成立しない。
- イ．口頭契約はすべて公序良俗違反である。
- ウ．契約書を作れば申込みと承諾がなくても自動的に契約が成立する。
- エ．口頭でも申込みと承諾が合致すれば契約は成立し得るが、後日の立証のため書面化が有用である。

答え・解説

正答：エ

ア：法令に特別の定めがなければ書面は一般的な成立要件ではない。

イ：口頭契約自体が公序良俗違反ということはない。

ウ：書面作成だけで当事者の合意が不要になるわけではない。

エ：民法522条は方式自由を原則とする一方、実務上は証拠化が重要である。

総合解説：『契約が成立しているか』と『契約内容を証明できるか』は別の問題である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0085

1-3 意思表示・契約成立 > 無効・取消し | 難易度：基礎

法律行為の『無効』と『取消し』の違いについて、最も適切な説明はどれか。

- ア．無効な行為は原則として初めから効力を生じず、取消し得る行為は取り消されるまでは一応有効として扱われる。
- イ．無効と取消しは完全に同じ意味である。
- ウ．無効な行為は必ず裁判で取り消されるまで有効である。
- エ．取消し得る行為は取消しの意思表示がなくても常に当然無効である。

答え・解説

正答：ア

- ア：無効と取消しは効果の発生構造が異なる。
- イ：両者は法的に区別される。
- ウ：無効は原則として当然に効力がない。
- エ：取消し得る行為は取消しがされるまで効力を持つ。

総合解説：公序良俗違反・通謀虚偽表示は無効、錯誤・詐欺・強迫・制限行為能力の一定行為は取消しが基本である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0086

1-3 意思表示・契約成立 > 無効・取消し | 難易度：標準

無効な法律行為を当事者が後から追認した場合の民法119条の原則として正しいものはどれか。

- ア．追認すれば必ず最初の時点に遡って有効になる。
- イ．追認してもその行為自体は効力を生じないが、無効であることを知って追認した場合は新たな行為をしたものとみなされる。
- ウ．無効な行為は当事者が何をしても新たな行為と評価される余地はない。
- エ．追認には常に最高裁判所の許可が必要である。

答え・解説

正答：イ

- ア：無権代理の追認とは効果が異なる。
- イ：民法119条は無効行為の追認と、新たな行為とみなす場合を定める。
- ウ：知って追認した場合の規定がある。
- エ：裁判所許可を一般要件としない。

総合解説：『無効行為の追認』と『無権代理行為の追認』は同じ言葉でも効果が異なる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0087

1-3 意思表示・契約成立 > 無効・取消し | 難易度：標準

制限行為能力を理由として取り消すことができる行為について、民法120条上、取消権を行使できる者として最も適切なものはどれか。

- ア．契約と無関係な第三者なら誰でも
- イ．行政機関なら理由なく誰でも
- ウ．制限行為能力者本人、その代理人、承継人、同意をすることができる者
- エ．相手方だけに限られる

答え・解説

正答：ウ

ア：取消権は無関係な第三者に一般開放されていない。

イ：行政機関が理由なく行使する制度ではない。

ウ：民法120条1項は、行為能力制限による取消権者を限定している。

エ：相手方だけに限られない。

総合解説：取消し得る行為は誰でも否定できるわけではない。どの原因による取消しかに応じて取消権者を確認する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0088

1-3 意思表示・契約成立 > 無効・取消し | 難易度：標準

取り消された法律行為の効果について、民法上の原則として正しいものはどれか。

- ア．取消し時以後だけ無効となり過去の効力は必ず残る。
- イ．取り消しても法律上の効果は何も変わらない。
- ウ．取り消すと自動的に刑罰が科される。
- エ．初めから無効であったものとみなされる。

答え・解説

正答：エ

ア：取消しには遡及効がある。

イ：取消しによって法律効果は変わる。

ウ：取消しは民事上の制度であり刑罰を自動発生させない。

エ：民法121条は、取り消された行為を初めから無効であったものとみなす。

総合解説：取消し得る行為は取消しまでは一応有効だが、取消しがされると遡って無効扱いとなる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0089

1-3 意思表示・契約成立 > 無効・取消し | 難易度：標準

取り消すことができる法律行為を、取消権者が適法に追認した場合の効果として最も適切なものはどれか。

- ア．以後、その行為を取り消すことができなくなる。
- イ．追認後も同じ取消原因によりいつでも自由に取り消せる。
- ウ．追認すると必ず契約が無効になる。
- エ．追認は取消権者以外の無関係な第三者だけができる。

答え・解説

正答：ア

- ア：民法122条は、取り消すことができる行為は追認により以後取り消せないと定める。
イ：追認は取消権を確定的に放棄する方向の効果を持つ。
ウ：追認は有効性を確定させる行為である。
エ：追認権者は取消権者に対応する。

総合解説：取消し得る行為については、取消しと追認という二つの選択肢がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0090

1-3 意思表示・契約成立 > 無効・取消し | 難易度：標準

次のうち、現行民法上『取り消すことができる』意思表示に該当するものはどれか。

- ア．公序良俗に反する法律行為
- イ．詐欺による意思表示
- ウ．相手方と通じてした虚偽表示
- エ．意思能力を欠く者がした法律行為

答え・解説

正答：イ

- ア：公序良俗違反は民法90条により無効である。
イ：詐欺による意思表示は民法96条により取消し得る。
ウ：通謀虚偽表示は民法94条により無効である。
エ：意思能力を欠く者の法律行為は民法3条の2により無効である。
総合解説：『無効か取消しか』は頻出の比較論点である。各制度の条文効果を正確に対応させる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0091

1-3 意思表示・契約成立 > 無効・取消し | 難易度：標準

2026年度試験の基準となる現行民法において、要件を満たす錯誤による意思表示の効果として正しいものはどれか。

- ア．当然に無効となる。
- イ．常に有効であり争えない。
- ウ．取り消すことができる。
- エ．行政処分によってだけ無効になる。

答え・解説

正答：ウ

ア：旧民法の知識と混同しない。

イ：一定の要件で取消しが認められる。

ウ：現行民法95条は錯誤を取消原因としている。

エ：行政処分を要件とする制度ではない。

総合解説：旧資料では錯誤を『無効』と説明するものがあるが、現行法では『取消し』である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0092

1-3 意思表示・契約成立 > 無効・取消し | 難易度：標準

17歳のAが法定代理人の同意なく高額商品を購入した。例外事情がなく、その後まだ取消しも追認もされていない。この契約の説明として最も適切なものはどれか。

- ア．意思能力の有無にかかわらず当然無効である。
- イ．法定代理人の同意がない契約は刑法上のみ問題となり民法上は完全に有効である。
- ウ．売主が契約した時点で自動的に取消しが完了する。
- エ．取消し得る行為であり、取消しまでは一応効力を有する。

答え・解説

正答：エ

ア：当然無効ではない。

イ：民法上の取消制度がある。

ウ：取消しには取消権者による行使が必要である。

エ：未成年者の同意を欠く法律行為は民法5条により取消し得る。

総合解説：制限行為能力者制度では『取消し』が用いられ、意思能力欠如による『無効』と区別する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0093

1-3 意思表示・契約成立 > 無効・取消し | 難易度：応用

民法126条による取消権の期間制限について、原則として正しいものはどれか。

- ア．追認をすることができる時から5年間行使しないとき、または行為の時から20年を経過したときは消滅する。
- イ．取消権は永久に消滅しない。
- ウ．行為の時から1か月で必ず消滅する。
- エ．追認可能時から10年、行為時から100年で消滅する。

答え・解説

正答：ア

- ア：民法126条は5年・20年の期間制限を定める。
- イ：取消権には期間制限がある。
- ウ：1か月という一般期間ではない。
- エ：条文の期間と異なる。

総合解説：取消し得る法律関係をいつまでも不安定にしないため、取消権には時間的な限界がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0094

1-3 意思表示・契約成立 > 無効・取消し | 難易度：応用

次の組合せのうち、民法上の効果の対応として最も適切なものはどれか。

- ア．通謀虚偽表示—取消し、詐欺—当然無効、無権代理—常に本人に有効
- イ．通謀虚偽表示—無効、詐欺—取消し、無権代理—本人の追認がなければ本人に効力を生じない
- ウ．公序良俗違反—取消し、錯誤—当然無効、無権代理—相手方の承諾だけで常に本人に有効
- エ．意思能力欠如—取消し、強迫—当然無効、無権代理—本人の意思に関係なく必ず無効

答え・解説

正答：イ

- ア：三つすべて効果の整理が誤っている。
 - イ：各制度は、虚偽表示 = 無効、詐欺 = 取消し、無権代理 = 本人への効果未確定という異なる構造を持つ。
 - ウ：公序良俗違反は無効、現行法の錯誤は取消しである。
 - エ：意思能力欠如は無効、強迫は取消しである。
- 総合解説：似たように契約の効力が問題になる場面でも、無効・取消し・無権代理では法的構造が異なる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0095

1-4 契約の効力・履行 > 契約の効力・同時履行 | 難易度：標準

民法上の同時履行の抗弁権について、最も適切な説明はどれか。

- ア．同時履行の抗弁権を行使すると契約そのものが当然に消滅する。
- イ．相手方が履行を提供しなくても、自己の債務は常に先に履行しなければならない。
- ウ．相手方の債務がまだ弁済期に達していなくても、常に同時履行の抗弁権を行使できる。
- エ．双務契約の当事者は、相手方が債務の履行を提供するまでは、原則として自己の債務の履行を拒むことができる。

答え・解説

正答：エ

ア：同時履行の抗弁権は履行を一時的に拒む抗弁であり、契約を消滅させる制度ではない。
イ：同時履行関係にある債務であれば、相手方の履行の提供がない限り拒絶できる場合がある。
ウ：民法533条ただし書により、相手方の債務が弁済期にないときは原則として同時履行の抗弁権は認められない。
エ：民法533条は、双務契約で対価関係にある双方の債務について、相手方の履行の提供があるまで自己の履行を拒めることを原則として認めている。
総合解説：民法533条は、双務契約で対価関係にある双方の債務について、相手方の履行の提供があるまで自己の履行を拒めることを原則として認めている。同時履行の抗弁権は債務を消滅させる制度ではなく、相手方の履行提供と弁済期を確認して適用を判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0096

1-4 契約の効力・履行 > 契約の効力・同時履行 | 難易度：標準

A社はB社に商品を引き渡し、B社は同じ日に代金を支払う契約を締結した。支払日になってもA社が商品を引き渡す準備も提供もしていない場合、B社の対応として原則最も適切なものはどれか。

- ア．A社が商品の引渡しを提供するまで、B社は代金の支払を拒むことができる。
- イ．A社が履行を提供していなくても、B社は履行遅滞になるのを避けるため必ず先払いしなければならない。
- ウ．B社が支払を拒むと、その時点で契約は自動的に解除される。
- エ．B社は代金を支払った後でなければ、商品の引渡しを求めることができない。

答え・解説

正答：ア

ア：商品引渡しと代金支払が同時履行関係にある場合、A社の履行提供がない限り、B社は同時履行の抗弁権により支払を拒むことができる。
イ：相手方の履行提供がない同時履行関係では、原則として自己の履行を拒める。
ウ：支払拒絶は同時履行の抗弁権の行使であり、解除とは別の制度である。
エ：同時履行関係であれば、一方だけに常に先履行義務があるわけではない。
総合解説：商品引渡しと代金支払が同時履行関係にある場合、A社の履行提供がない限り、B社は同時履行の抗弁権により支払を拒むことができる。同時履行の抗弁権は債務を消滅させる制度ではなく、相手方の履行提供と弁済期を確認して適用を判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0097

1-4 契約の効力・履行 > 契約の効力・同時履行 | 難易度：標準

A社の商品の引渡日は4月1日、B社の代金支払日は5月1日と定められている。4月1日にA社が引渡しを求められた場合、A社が『B社が代金を支払うまで引き渡さない』と主張することについて、原則として正しいものはどれか。

ア．B社の代金支払期日は契約上の効力を持たず、民法上は常に同時履行となる。

イ．B社の代金債務はまだ弁済期にないため、A社は同時履行の抗弁権を理由に引渡しを拒むことはできない。

ウ．A社が引渡しを拒めば、B社の代金債務は消滅する。

エ．A社は双務契約である以上、常に代金受領まで引渡しを拒める。

答え・解説

正答：イ

ア：当事者が先後の履行時期を定めた契約内容は原則として尊重される。

イ：民法533条ただし書は、相手方の債務が弁済期にないときには同時履行の抗弁権を認めない。契約で先後関係を定めた場合はその定めに従う。

ウ：履行拒絶が直ちに相手方債務を消滅させるわけではない。

エ：双務契約であるだけでは足りず、相手方債務が弁済期にあることなどが必要である。

総合解説：民法533条ただし書は、相手方の債務が弁済期にないときには同時履行の抗弁権を認めない。契約で先後関係を定めた場合はその定めに従う。同時履行の抗弁権は債務を消滅させる制度ではなく、相手方の履行提供と弁済期を確認して適用を判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0098

1-4 契約の効力・履行 > 契約の効力・同時履行 | 難易度：標準

商品引渡しと代金支払が同時履行とされる売買で、売主Aが契約どおりの商品を約束の場所に持参し、直ちに引き渡せる状態で買主Bに受領を求めた。Bが『同時履行だから支払わない』とだけ主張した場合の評価として最も適切なものはどれか。

ア．Bは契約が終了するまでいつでも同時履行の抗弁権を行使できる。

イ．Aが適切に履行を提供している以上、Bは同時履行の抗弁権だけを理由に支払を拒み続けることはできない。

ウ．Aが商品を持参した時点で、Bの代金債務は当然に免除される。

エ．Aは商品を実際に引き渡し終えるまで、Bに代金支払を一切求めることができない。

答え・解説

正答：イ

ア：相手方の履行提供があれば、同時履行の抗弁権の前提は失われる。

イ：同時履行の抗弁権は、相手方が履行を提供するまで自己の履行を拒む制度である。相手方が契約どおりの履行を提供した後は、その抗弁だけで拒み続けることはできない。

ウ：履行提供は相手方債務を免除するものではない。

エ：同時履行では履行の提供が重要であり、必ず一方が完全履行を先行させる制度ではない。

総合解説：同時履行の抗弁権は、相手方が履行を提供するまで自己の履行を拒む制度である。相手方が契約どおりの履行を提供した後は、その抗弁だけで拒み続けることはできない。同時履行の抗弁権は債務を消滅させる制度ではなく、相手方の履行提供と弁済期を確認して適用を判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0099

1-4 契約の効力・履行 > 契約の効力・同時履行 | 難易度：基礎

同時履行の抗弁権を適法に行使した場合の効果として、最も適切なものはどれか。

- ア．自己の債務そのものが永久に消滅する。
- イ．相手方が履行を提供するまで、自己の債務の履行を拒むことができる。
- ウ．契約が当然に解除されたものとみなされる。
- エ．相手方に損害賠償義務が自動的に発生する。

答え・解説

正答：イ

ア：履行拒絶が認められるだけで、債務自体が当然に消滅するわけではない。

イ：同時履行の抗弁権は、対価関係にある相手方の履行が提供されるまで自己の履行を留保できる防御手段である。

ウ：解除には解除権とその行使など別の要件が必要であり、抗弁権行使とは異なる。

エ：同時履行の抗弁権の行使だけで相手方の損害賠償義務が当然に発生するわけではない。

総合解説：同時履行の抗弁権は、対価関係にある相手方の履行が提供されるまで自己の履行を留保できる防御手段である。同時履行の抗弁権は債務を消滅させる制度ではなく、相手方の履行提供と弁済期を確認して適用を判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0100

1-4 契約の効力・履行 > 契約の効力・同時履行 | 難易度：標準

同時履行の抗弁権が典型的に問題となる関係として、最も適切なものはどれか。

- ア．一方当事者だけが義務を負う無償の単独的な法律関係。
- イ．まったく無関係な別契約から生じた二つの債務。
- ウ．同一の双務契約から生じ、互いに対価関係にある債務。
- エ．将来発生する可能性があるだけで、まだ成立していない債務。

答え・解説

正答：ウ

ア：同時履行の抗弁権は、典型的には双方が対価的債務を負う双務契約で問題となる。

イ：別契約の無関係な債務は、通常、民法533条の同時履行関係には立たない。

ウ：同時履行の抗弁権は、同じ双務契約から生じる対価的な債務を同時に履行させることを基本とする。

エ：成立していない債務との間で同時履行を論じることはいできない。

総合解説：同時履行の抗弁権は、同じ双務契約から生じる対価的な債務を同時に履行させることを基本とする。同時履行の抗弁権は債務を消滅させる制度ではなく、相手方の履行提供と弁済期を確認して適用を判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0101

1-4 契約の効力・履行 > 契約の効力・同時履行 | 難易度：応用

A社とB社の売買で、双方の債務が弁済期にあるが、B社が代金の履行を提供しないためA社が商品の引渡しを拒んでいる。この状況について、最も適切な説明はどれか。

- ア．A社の引渡し拒絶が同時履行の抗弁権に基づくものであれば、それだけで売買契約が解除されたことにはならない。
イ．A社は同時履行の抗弁権を行使すると、その後B社が履行を提供しても引渡しを拒み続けられる。
ウ．B社の代金債務は、A社の拒絶と同時に当然に消滅する。
エ．A社が引渡しを拒んだ時点で、契約は当然に無効となる。

答え・解説

正答：ア

ア：同時履行の抗弁権は履行を留保する制度であり、契約関係を終了させる解除とは法的効果が異なる。
イ：B社が適切に履行を提供すれば、同時履行の抗弁だけを理由とする拒絶はできなくなる。
ウ：抗弁権行使は相手方債務を消滅させない。
エ：有効に成立した契約が同時履行の抗弁権行使だけで無効になることはない。
総合解説：同時履行の抗弁権は履行を留保する制度であり、契約関係を終了させる解除とは法的効果が異なる。同時履行の抗弁権は債務を消滅させる制度ではなく、相手方の履行提供と弁済期を確認して適用を判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0102

1-4 契約の効力・履行 > 契約の効力・同時履行 | 難易度：基礎

機械の売買契約で、A社は6月1日に機械を引き渡し、B社は検収後の6月30日に代金を支払うと明記されている。6月1日にA社が『代金と同時になければ引き渡さない』と主張した。原則として最も適切な評価はどれか。

- ア．契約でA社の先履行が定められているため、A社は代金がまだ弁済期でないことを理由に同時履行の抗弁権を主張できない。
イ．A社が引渡しを拒めば、B社は6月30日の代金支払義務を直ちに免れる。
ウ．検収条項がある契約はすべて無効である。
エ．売買契約では法律上必ず代金前払いになるため、A社の主張が正しい。

答え・解説

正答：ア

ア：同時履行の抗弁権は相手方債務が弁済期にない場合には原則として認められず、契約で定めた先後関係が重要となる。
イ：一方の履行拒絶が直ちに相手方債務を消滅させるわけではない。
ウ：検収や支払時期を定めること自体は一般に可能である。
エ：売買一般について代金前払いが必須というルールはなく、契約内容に従う。
総合解説：同時履行の抗弁権は相手方債務が弁済期にない場合には原則として認められず、契約で定めた先後関係が重要となる。同時履行の抗弁権は債務を消滅させる制度ではなく、相手方の履行提供と弁済期を確認して適用を判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0103

1-4 契約の効力・履行 > 契約の効力・同時履行 | 難易度：基礎

同時履行の売買で、売主Aは『商品を用意してあるが、引渡場所には持って行かない。買主Bが先に全額払えば考える』と述べるだけで、契約で定めた引渡場所での引渡しを提供していない。Bの対応として原則最も適切なものはどれか。

ア．Bは支払を拒んだ時点で契約を自動的に解除したことになる。

イ．Aが契約に沿った履行の提供をしていない以上、Bは同時履行の抗弁権により代金支払を拒める。

ウ．Bは商品の引渡しを受ける権利を失う。

エ．Aが『用意した』と言えば、Bは必ず先に代金を支払わなければならない。

答え・解説

正答：イ

ア：同時履行の抗弁権による支払拒絶と解除は別である。

イ：単に履行意思を口頭で示すだけでは、契約で必要とされる履行提供に足りない場合がある。相手方が履行を受けられる状態に置くことが重要である。

ウ：適法な同時履行の抗弁権行使によって、直ちに契約上の権利を失うわけではない。

エ：契約どおりの履行提供がない限り、単なる意思表示だけで相手方の抗弁を失わせるとは限らない。

総合解説：単に履行意思を口頭で示すだけでは、契約で必要とされる履行提供に足りない場合がある。相手方が履行を受けられる状態に置くことが重要である。同時履行の抗弁権は債務を消滅させる制度ではなく、相手方の履行提供と弁済期を確認して適用を判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0104

1-4 契約の効力・履行 > 契約の効力・同時履行 | 難易度：基礎

次のうち、民法533条の同時履行の抗弁権を主張できる可能性が最も高いものはどれか。

ア．商品の引渡しと代金支払が同日である売買で、売主が引渡しをまったく提供していないため、買主が代金支払を拒む場合。

イ．別契約の未払金があることだけを理由に、新しい無関係な契約の履行を拒む場合。

ウ．代金支払期日が1か月後であるのに、売主が今日の引渡しを拒む場合。

エ．相手方が契約どおりの履行を既に提供しているのに、理由なく自己の履行を拒む場合。

答え・解説

正答：ア

ア：同一の双務契約から生じ、双方の債務が弁済期にあり、相手方が履行を提供していない典型例である。

イ：無関係な別契約の債務は通常、533条の対価関係にない。

ウ：相手方の代金債務がまだ弁済期にないため、原則として533条の抗弁は使えない。

エ：相手方の履行提供後は、同時履行の抗弁だけを理由に拒めない。

総合解説：同一の双務契約から生じ、双方の債務が弁済期にあり、相手方が履行を提供していない典型例である。同時履行の抗弁権は債務を消滅させる制度ではなく、相手方の履行提供と弁済期を確認して適用を判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0105

1-4 契約の効力・履行 > 危険負担・第三者との関係 | 難易度：基礎

当事者双方の責めに帰することができない事由によって、一方の債務が履行不能となった場合の民法536条1項の原則として正しいものはどれか。

- ア．債権者は必ず反対給付を全額履行しなければならない。
- イ．履行不能となった側に必ず損害賠償責任が生じる。
- ウ．反対給付債務は何の手続もなく当然に消滅したものと扱われる。
- エ．債権者は、反対給付の履行を拒むことができる。

答え・解説

正答：エ

ア：双方無責の履行不能では、債権者には反対給付の履行拒絶が認められる。

イ：当事者双方に帰責事由がない場合、債務不履行による損害賠償責任が当然に生じるわけではない。

ウ：現行民法536条1項は『履行を拒むことができる』と規定しており、当然消滅と表現するのは適切でない。

エ：現行民法では、双方に責任のない履行不能の場合、債権者は反対給付の履行を拒むことができると定める。

総合解説：現行民法では、双方に責任のない履行不能の場合、債権者は反対給付の履行を拒むことができると定める。危険負担では帰責事由の所在を、第三者のためにする契約では第三者の受益意思表示と権利発生後の効果を確認する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0106

1-4 契約の効力・履行 > 危険負担・第三者との関係 | 難易度：標準

双方に責任のない事由で債務が履行不能となった場合の『危険負担』と『解除』の関係について、最も適切な説明はどれか。

- ア．解除は反対給付の履行拒絶だけを意味する。
- イ．危険負担が問題になると契約は常に当然に解除されたものとみなされる。
- ウ．危険負担は反対給付の履行拒絶の可否を扱う制度であり、契約関係を終了させる解除とは区別して考える。
- エ．危険負担は損害賠償額をあらかじめ定める制度である。

答え・解説

正答：ウ

ア：解除は契約関係を解消する効果を持つ制度であり、単なる履行拒絶とは異なる。

イ：危険負担と解除は別制度であり、常に自動解除となるわけではない。

ウ：民法536条は反対給付の履行拒絶を定める。一方、契約を終了させる解除は別の条文と要件に基づくため、両者は同一ではない。

エ：危険負担は履行不能時の反対給付の負担関係を扱う制度で、損害賠償額の予定とは異なる。

総合解説：民法536条は反対給付の履行拒絶を定める。一方、契約を終了させる解除は別の条文と要件に基づくため、両者は同一ではない。危険負担では帰責事由の所在を、第三者のためにする契約では第三者の受益意思表示と権利発生後の効果を確認する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0107

1-4 契約の効力・履行 > 危険負担・第三者との関係 | 難易度：基礎

債権者の責めに帰すべき事由によって債務者の債務が履行不能となった場合、民法536条2項の原則として最も適切なものはどれか。

- ア．債権者は反対給付の履行を拒むことができない。
- イ．債権者は必ず反対給付を拒むことができる。
- ウ．債務者は常に反対給付を受ける権利を失う。
- エ．債務者は履行不能によって得た利益があっても、債権者に償還する必要はない。

答え・解説

正答：ア

ア：履行不能が債権者の責めに帰すべき事由による場合、債権者は反対給付の履行を拒めない。債務者が債務を免れたことで利益を得たときは、その利益の償還も問題となる。

イ：債権者側の帰責事由による履行不能では、536条2項により反対給付の履行を拒めない。

ウ：債権者の帰責事由がある場合には、そのような結論にはならない。

エ：536条2項後段は、債務者が自己の債務を免れたことにより利益を得た場合、その利益を債権者に償還すべきことを定める。

総合解説：履行不能が債権者の責めに帰すべき事由による場合、債権者は反対給付の履行を拒めない。債務者が債務を免れたことで利益を得たときは、その利益の償還も問題となる。危険負担では帰責事由の所在を、第三者のためにする契約では第三者の受益意思表示と権利発生後の効果を確認する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0108

1-4 契約の効力・履行 > 危険負担・第三者との関係 | 難易度：応用

A社がB社にイベント当日の専用設備を提供し、B社が代金を支払う契約をしたが、双方に責任のない大規模災害で設備提供が客観的に不可能となった。特別の契約条項はない。現行民法の危険負担の考え方として最も適切なものはどれか。

- ア．B社は設備提供を受けていなくても必ず全額支払う。
- イ．A社は災害の発生だけで当然に債務不履行損害賠償責任を負う。
- ウ．契約は有効に成立していたため、危険負担という問題は生じない。
- エ．B社は、原則として反対給付である代金の支払を拒むことができる。

答え・解説

正答：エ

ア：双方無責の履行不能では、反対給付の履行拒絶が認められるのが原則である。

イ：双方に帰責事由がないなら、損害賠償責任が当然に生じるわけではない。

ウ：有効な契約の履行段階で双方無責の履行不能が生じたときこそ危険負担が問題となる。

エ：双方に帰責事由のない履行不能では、民法536条1項により債権者は反対給付の履行を拒める。契約の終了や損害賠償の可否は別途検討する。

総合解説：双方に帰責事由のない履行不能では、民法536条1項により債権者は反対給付の履行を拒める。契約の終了や損害賠償の可否は別途検討する。危険負担では帰責事由の所在を、第三者のためにする契約では第三者の受益意思表示と権利発生後の効果を確認する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0109

1-4 契約の効力・履行 > 危険負担・第三者との関係 | 難易度：標準

第三者のためにする契約について、民法537条の説明として最も適切なものはどれか。

- ア．第三者は契約当事者ではないため、どのような場合でも直接請求権を取得できない。
- イ．契約当事者の一方が第三者に給付することを約した場合、その第三者は一定の要件の下で債務者に直接給付を請求できる。
- ウ．第三者のためにする契約は、法人間では利用できない。
- エ．第三者が権利を取得するには、必ず契約締結時に署名押印して当事者になる必要がある。

答え・解説

正答：イ

ア：民法537条は一定の要件の下で第三者の直接請求権を認めている。

イ：第三者のためにする契約では、契約当事者ではない第三者に直接の給付請求権を取得させる仕組みが認められている。

ウ：自然人・法人を問わず、要件を満たせば制度の適用対象となり得る。

エ：第三者は契約当事者になる必要はなく、受益の意思表示によって権利が発生する。

総合解説：第三者のためにする契約では、契約当事者ではない第三者に直接の給付請求権を取得させる仕組みが認められている。危険負担では帰責事由の所在を、第三者のためにする契約では第三者の受益意思表示と権利発生後の効果を確認する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0110

1-4 契約の効力・履行 > 危険負担・第三者との関係 | 難易度：標準

第三者のためにする契約で、第三者の権利は原則としていつ発生するか。

- ア．債務者が実際に給付を完了した後に初めて発生する。
- イ．第三者が契約の存在を知っただけで自動的に発生する。
- ウ．契約当事者が契約書を作成した時点で、第三者の意思にかかわらず必ず発生する。
- エ．第三者が債務者に対して契約の利益を享受する意思を表示した時。

答え・解説

正答：エ

ア：権利は給付完了前でも、受益の意思表示により発生し得る。

イ：単に知っただけではなく、債務者への受益の意思表示が要件となる。

ウ：第三者の権利発生には、第三者による受益の意思表示が必要である。

エ：民法537条3項は、第三者が債務者に受益の意思を表示した時にその権利が発生すると定める。

総合解説：民法537条3項は、第三者が債務者に受益の意思を表示した時にその権利が発生すると定める。危険負担では帰責事由の所在を、第三者のためにする契約では第三者の受益意思表示と権利発生後の効果を確認する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0111

1-4 契約の効力・履行 > 危険負担・第三者との関係 | 難易度：基礎

第三者のためにする契約について、契約成立時に受益者となる第三者がまだ現に存在しない、または特定されていない場合の説明として正しいものはどれか。

- ア．第三者が特定されるまで契約当事者間にも一切の効力が生じない。
- イ．契約は必ず取消しの対象となる。
- ウ．契約は当然に無効となる。
- エ．そのことだけで契約の効力が妨げられるわけではない。

答え・解説

正答：エ

ア：民法はそのような全面的な効力停止を定めていない。

イ：取消原因が当然に生じるわけではない。

ウ：第三者が未存在・未特定であることだけで無効にはならない。

エ：民法537条2項は、契約成立時に第三者が現存しない場合や特定していない場合でも、そのために契約の効力は妨げられないと定める。

総合解説：民法537条2項は、契約成立時に第三者が現存しない場合や特定していない場合でも、そのために契約の効力は妨げられないと定める。危険負担では帰責事由の所在を、第三者のためにする契約では第三者の受益意思表示と権利発生後の効果を確認する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0112

1-4 契約の効力・履行 > 危険負担・第三者との関係 | 難易度：標準

第三者のためにする契約で、第三者が受益の意思表示して権利を取得した後、契約当事者がその第三者の権利を勝手に消滅させようとした。民法上の原則として最も適切なものはどれか。

- ア．第三者の権利発生後は、契約当事者はその権利を変更・消滅させることができない。
- イ．第三者の権利は契約書に公証人の認証がなければ確定しない。
- ウ．第三者の権利は給付完了まで法的に保護されない。
- エ．契約当事者は元の当事者なので、いつでも自由に第三者の権利を消滅させられる。

答え・解説

正答：ア

ア：民法538条1項は、第三者の権利が発生した後、契約当事者がこれを変更または消滅させることを制限している。

イ：民法537条・538条はそのような公証人認証を一般要件としていない。

ウ：受益の意思表示により権利が発生すれば、給付完了前でも保護される。

エ：第三者の権利発生後は、当事者だけで勝手に変更・消滅させることはできない。

総合解説：民法538条1項は、第三者の権利が発生した後、契約当事者がこれを変更または消滅させることを制限している。危険負担では帰責事由の所在を、第三者のためにする契約では第三者の受益意思表示と権利発生後の効果を確認する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0113

1-4 契約の効力・履行 > 危険負担・第三者との関係 | 難易度：標準

A社とB社の契約により、B社がC社に給付することになり、C社はB社に受益の意思を表示して権利を取得した。その後B社がC社への給付を履行しない。A社が契約を解除する場合の民法上の原則として正しいものはどれか。

- ア．A社は、C社の承諾を得なければ契約を解除することができない。
- イ．A社はC社に知らせる必要もなく常に自由に解除できる。
- ウ．B社が不履行なら、C社の権利は自動的に消滅する。
- エ．C社が権利を取得した時点で、A社とB社の契約は当然に終了する。

答え・解説

正答：ア

ア：民法538条2項は、第三者の権利発生後に債務者が第三者への債務を履行しない場合、契約相手方が解除するには第三者の承諾を必要とする。

イ：第三者の権利発生後は、その権利保護のため解除にも制限がある。

ウ：不履行だけで第三者の権利が当然に消滅するわけではない。

エ：第三者の権利発生は契約を当然終了させない。

総合解説：民法538条2項は、第三者の権利発生後に債務者が第三者への債務を履行しない場合、契約相手方が解除するには第三者の承諾を必要とする。危険負担では帰責事由の所在を、第三者のためにする契約では第三者の受益意思表示と権利発生後の効果を確認する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0114

1-4 契約の効力・履行 > 危険負担・第三者との関係 | 難易度：基礎

第三者のためにする契約に基づき第三者が債務者へ給付を請求した場合、債務者の抗弁について民法上正しいものはどれか。

- ア．第三者が権利を取得した後は、債務者は元の契約に関する抗弁を一切主張できない。
- イ．債務者は、その第三者のためにする契約に基づく抗弁を第三者に対抗することができる。
- ウ．第三者への給付請求があれば、債務者は契約内容に関係なく必ず履行しなければならない。
- エ．債務者の抗弁は契約当事者間でしか問題にならず、第三者には法律上無関係である。

答え・解説

正答：イ

ア：539条により、元の契約に基づく抗弁を第三者に対抗できる。

イ：民法539条は、債務者が元の契約に基づく抗弁を受益第三者に対抗できることを定める。

ウ：契約に基づく抗弁がある場合には、それを主張できる。

エ：第三者の請求に対しても、契約に基づく抗弁が認められている。

総合解説：民法539条は、債務者が元の契約に基づく抗弁を受益第三者に対抗できることを定める。危険負担では帰責事由の所在を、第三者のためにする契約では第三者の受益意思表示と権利発生後の効果を確認する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0115

1-4 契約の効力・履行 > 弁済・履行の基本 | 難易度：基礎

民法上の『弁済』の基本的効果として、最も適切なものはどれか。

- ア．債務者が債権者に対して債務を弁済すると、その債権は消滅する。
- イ．弁済をすると必ず新しい同額の債権が発生する。
- ウ．弁済しても債権はそのまま残り、別途取消しが必要である。
- エ．弁済は契約を成立させるための要件にすぎず、債権消滅とは関係しない。

答え・解説

正答：ア

- ア：民法473条は、債務者が債権者に対して債務の弁済をしたとき、その債権が消滅することを定める。
- イ：弁済によって同額の新債権が当然に発生するわけではない。
- ウ：適法な弁済は債権を消滅させる原因である。
- エ：弁済は既に存在する債務を履行し債権を消滅させる制度である。

総合解説：民法473条は、債務者が債権者に対して債務の弁済をしたとき、その債権が消滅することを定める。弁済では、誰が誰に対してどの方法で履行したかを確認し、有効な弁済として債権が消滅するかを判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0116

1-4 契約の効力・履行 > 弁済・履行の基本 | 難易度：基礎

民法474条の第三者弁済について、原則として正しいものはどれか。

- ア．弁済は必ず債務者本人しか行うことができない。
- イ．債務の弁済は、一定の制限はあるが第三者もすることができる。
- ウ．第三者弁済には、常に裁判所の許可が必要である。
- エ．第三者が弁済すると、債権は絶対に消滅しない。

答え・解説

正答：イ

- ア：民法は第三者による弁済を原則として認めている。
- イ：民法474条1項は第三者弁済を原則として認めつつ、債務の性質や当事者の意思、債務者・債権者の意思との関係で制限を設けている。
- ウ：民法474条は裁判所の許可を一般要件としていない。
- エ：有効な第三者弁済であれば債権消滅の効果が生じ得る。

総合解説：民法474条1項は第三者弁済を原則として認めつつ、債務の性質や当事者の意思、債務者・債権者の意思との関係で制限を設けている。弁済では、誰が誰に対してどの方法で履行したかを確認し、有効な弁済として債権が消滅するかを判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0117

1-4 契約の効力・履行 > 弁済・履行の基本 | 難易度：応用

債務者Aと無関係で、弁済について正当な利益も委託もない第三者Cが、Aの明確な反対意思を知らずながらAの債権者Bへ弁済しようとしている。BもAが反対していることを知っている。民法上の原則として最も適切なものはどれか。

- ア．第三者弁済は常に自由なので、Aの意思は一切考慮されない。
- イ．Cは裁判所に届け出れば必ず弁済できる。
- ウ．CはAの意思に反して弁済することはできない。
- エ．Bが受領を希望すれば、Aの反対意思を知っていても必ず有効な弁済になる。

答え・解説

正答：ウ

ア：正当な利益を有しない第三者については債務者の意思による制限がある。

イ：そのような一般的な届出制度はない。

ウ：正当な利益を有しない第三者は、原則として債務者の意思に反して弁済できない。債権者がその反対意思を知らなかった場合には例外があるが、本問ではBも知っている。

エ：債権者が債務者の反対意思を知っている場合、474条2項の例外には当たらない。

総合解説：正当な利益を有しない第三者は、原則として債務者の意思に反して弁済できない。債権者がその反対意思を知らなかった場合には例外があるが、本問ではBも知っている。弁済では、誰が誰に対してどの方法で履行したかを確認し、有効な弁済として債権が消滅するかを判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0118

1-4 契約の効力・履行 > 弁済・履行の基本 | 難易度：標準

弁済について正当な利益を有しない第三者が弁済しようとする場合、債権者の意思との関係について最も適切な説明はどれか。

- ア．債務者の委託を受けた第三者でも、債権者がその委託を知っているかどうかは無関係である。
- イ．原則として債権者の意思に反して弁済できないが、債務者の委託を受け、債権者がそのことを知っている場合などには例外がある。
- ウ．債権者が反対していても、第三者が現金を持参すれば必ず弁済できる。
- エ．債権者の意思は第三者弁済の可否に一切影響しない。

答え・解説

正答：イ

ア：同項の例外では、債権者が委託の事実を知っていることが要件とされる。

イ：民法474条3項は、正当な利益を有しない第三者について債権者の意思に反する弁済を制限する一方、債務者の委託があり債権者が知る場合の例外を置く。

ウ：弁済手段が現金であることだけで474条3項の制限を回避できない。

エ：正当な利益を有しない第三者については、債権者の意思も要件となる。

総合解説：民法474条3項は、正当な利益を有しない第三者について債権者の意思に反する弁済を制限する一方、債務者の委託があり債権者が知る場合の例外を置く。弁済では、誰が誰に対してどの方法で履行したかを確認し、有効な弁済として債権が消滅するかを判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0119

1-4 契約の効力・履行 > 弁済・履行の基本 | 難易度：標準

次のうち、民法上、第三者弁済が認められない理由になり得るものはどれか。

ア．契約書が電子データで作られていること。

イ．債務の性質が第三者の弁済を許さない場合や、当事者が第三者弁済を禁止・制限する意思表示をした場合。

ウ．債権額が高額であること。

エ．債務者が法人であること。

答え・解説

正答：イ

ア：契約書の媒体が電子であることは第三者弁済の一般的禁止理由ではない。

イ：民法474条4項は、債務の性質上第三者弁済を許さない場合や、当事者が禁止・制限した場合には第三者弁済の原則を適用しない。

ウ：金額の大小だけで第三者弁済が当然に禁止されるわけではない。

エ：法人であることだけで第三者弁済が一般に禁止されるわけではない。

総合解説：民法474条4項は、債務の性質上第三者弁済を許さない場合や、当事者が禁止・制限した場合には第三者弁済の原則を適用しない。弁済では、誰が誰に対してどの方法で履行したかを確認し、有効な弁済として債権が消滅するかを判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0120

1-4 契約の効力・履行 > 弁済・履行の基本 | 難易度：基礎

債権者の預金口座への振込みによって弁済する場合、民法477条上、その弁済は原則としていつ効力を生ずるか。

ア．債務者が振込予約を入力した時。

イ．債権者が、その払込み額について預金債権の払戻しを請求する権利を取得した時。

ウ．債権者が口座残高を実際に現金で引き出した時。

エ．振込依頼書を作成した時。

答え・解説

正答：イ

ア：予約入力だけで弁済の効力が生じるわけではない。

イ：民法477条は、口座への払込みによる弁済について、債権者が金融機関に対し払戻請求権を取得した時に効力が生じると定める。

ウ：現金での引出しまで待つ必要はなく、払戻請求権を取得した時が基準となる。

エ：依頼書作成だけでは、債権者が払戻請求権を取得したとはいえない。

総合解説：民法477条は、口座への払込みによる弁済について、債権者が金融機関に対し払戻請求権を取得した時に効力が生じると定める。弁済では、誰が誰に対してどの方法で履行したかを確認し、有効な弁済として債権が消滅するかを判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0121

1-4 契約の効力・履行 > 弁済・履行の基本 | 難易度：基礎

債権者Bの正式な集金担当者であると外観上信じるに足りる者Cに対し、債務者Aが事情を十分確認した上で善意かつ無過失で支払ったが、実際にはCに受領権限がなかった。民法478条の原則として最も適切なものはどれか。

- ア．受領権限が実際になかった以上、どのような事情でも弁済は絶対に無効である。
- イ．Aが善意であれば、過失があっても必ず有効になる。
- ウ．Cが会社員でさえあれば、外観やAの注意の程度に関係なく必ず有効になる。
- エ．Cが取引上の社会通念に照らして受領権者としての外観を有していたなら、Aの弁済は有効となり得る。

答え・解説

正答：エ

ア：478条は取引安全のため、一定の外観と善意無過失があれば有効となる場合を認める。

イ：善意だけでなく無過失も要件である。

ウ：会社員であることだけでは足りず、受領権者としての外観と弁済者の善意無過失が必要である。

エ：民法478条は、受領権者としての外観を有する者への弁済について、弁済者が善意かつ無過失である場合に効力を認める。

総合解説：民法478条は、受領権者としての外観を有する者への弁済について、弁済者が善意かつ無過失である場合に効力を認める。弁済では、誰が誰に対してどの方法で履行したかを確認し、有効な弁済として債権が消滅するかを判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0122

1-4 契約の効力・履行 > 弁済・履行の基本 | 難易度：標準

民法478条の要件を満たさない受領権限のない者に弁済した場合、民法479条の原則として最も適切なものはどれか。

- ア．受領権限のない者への弁済は刑事罰の問題だけで、民事上の効力は一切規定されていない。
- イ．債権者が利益を受けたかに関係なく、常に全額について有効となる。
- ウ．債権者がその弁済によって利益を受けた限度でのみ効力を有する。
- エ．債権者が一部利益を受けても、常に全額無効である。

答え・解説

正答：ウ

ア：民法479条が民事上の効力を明示している。

イ：479条は債権者の受益の限度で効力を認める。

ウ：受領権者以外への弁済は原則として完全な弁済とはならないが、債権者が実際に利益を受けた範囲ではその限度で効力が認められる。

エ：利益を受けた範囲については効力が認められる。

総合解説：受領権者以外への弁済は原則として完全な弁済とはならないが、債権者が実際に利益を受けた範囲ではその限度で効力が認められる。弁済では、誰が誰に対してどの方法で履行したかを確認し、有効な弁済として債権が消滅するかを判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0123

1-5 契約書・実務基礎 > 契約条項・特約 | 難易度：標準

契約の特約について、最も適切な説明はどれか。

- ア．契約書に『特約』と書けば、どのような法令にも優先する。
- イ．特約は口頭で合意しても法律上必ず無効である。
- ウ．民法に規定がある事項は、当事者が特約で変更することは一切できない。
- エ．法令上許される範囲では、当事者が民法の任意規定と異なる内容を特約で定めることができる。

答え・解説

正答：エ

ア：強行法規や公序良俗に反する特約まで有効になるわけではない。
イ：特別な方式が要求されない事項では、口頭合意が当然に無効とは限らない。
ウ：民法の規定には任意規定もあり、当事者の合意で異なる定めを置ける場合がある。
エ：民法には当事者の合意で修正できる任意規定が多く、強行規定や公序良俗に反しない範囲で特約を設けることができる。
総合解説：民法には当事者の合意で修正できる任意規定が多く、強行規定や公序良俗に反しない範囲で特約を設けることができる。契約自由には限界があるため、特約の文言だけでなく強行法規・公序良俗との関係や紛争予防上の明確性も確認する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0124

1-5 契約書・実務基礎 > 契約条項・特約 | 難易度：基礎

民法90条との関係で、契約条項について正しいものはどれか。

- ア．企業間契約であれば民法90条は適用されない。
- イ．公序良俗に反する条項は、裁判所が許可した場合だけ自動的に有効になる。
- ウ．公の秩序または善良の風俗に反する法律行為は無効となる。
- エ．当事者双方が署名押印すれば、公序良俗に反する内容でも必ず有効になる。

答え・解説

正答：ウ

ア：民法90条は企業間契約にも適用され得る。
イ：そのような一般的な許可制度はない。
ウ：契約自由の原則にも限界があり、公序良俗に反する法律行為は民法90条により無効となる。
エ：署名押印があっても、公序良俗違反を有効化することはできない。
総合解説：契約自由の原則にも限界があり、公序良俗に反する法律行為は民法90条により無効となる。契約自由には限界があるため、特約の文言だけでなく強行法規・公序良俗との関係や紛争予防上の明確性も確認する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0125

1-5 契約書・実務基礎 > 契約条項・特約 | 難易度：標準

契約条項の文言に複数の解釈があり得る場合の実務対応として、最も適切なものはどれか。

ア．曖昧な条項は常に契約全体を無効にする。

イ．最も自社に有利な意味だけを採用し、他の条項は読まない。

ウ．契約書の見出しだけで意味を決め、本文は確認しない。

エ．問題の条項だけを切り離さず、契約全体の文言、取引目的、当事者間の合意経緯なども確認して解釈する。

答え・解説

正答：エ

ア：一部の曖昧さだけで契約全体が当然に無効になるわけではない。

イ：一方的な読み方では契約全体との整合性を欠き、紛争リスクが高まる。

ウ：法的な権利義務は本文の具体的内容を確認する必要がある。

エ：契約解釈では一つの語句だけで即断せず、契約全体の整合性や取引目的、合意に至る事情などを確認することが重要である。

総合解説：契約解釈では一つの語句だけで即断せず、契約全体の整合性や取引目的、合意に至る事情などを確認することが重要である。契約自由には限界があるため、特約の文言だけでなく強行法規・公序良俗との関係や紛争予防上の明確性も確認する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0126

1-5 契約書・実務基礎 > 契約条項・特約 | 難易度：標準

継続的取引契約に自動更新条項を設ける場合、紛争予防の観点から最も適切な記載はどれか。

ア．契約期間、更新単位、更新を拒絶する場合の通知期限や方法を具体的に定める。

イ．『適当に更新する』とのみ記載する。

ウ．更新条件は担当者の記憶に任せ、契約書には一切書かない。

エ．契約期間は空欄にし、必要になったときに一方当事者が自由に書き込む。

答え・解説

正答：ア

ア：自動更新条項では、いつまで契約が続くのか、いつ・どの方法で更新拒絶できるのかを明確にすると、更新の有無を巡る紛争を防ぎやすい。

イ：更新条件が不明確で、当事者間の認識違いが生じやすい。

ウ：継続契約では更新条件を文書化する方が証拠・管理の面で望ましい。

エ：後日の一方的な追記は合意内容を巡る重大な紛争原因となる。

総合解説：自動更新条項では、いつまで契約が続くのか、いつ・どの方法で更新拒絶できるのかを明確にすると、更新の有無を巡る紛争を防ぎやすい。契約自由には限界があるため、特約の文言だけでなく強行法規・公序良俗との関係や紛争予防上の明確性も確認する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0127

1-5 契約書・実務基礎 > 契約条項・特約 | 難易度：基礎

契約書に通知条項を設ける主な目的として最も適切なものはどれか。

- ア．解除通知や変更通知などを、誰にどの方法でいつ到達させるかを明確にし、通知の有無を巡る争いを減らすため。
- イ．法令で定めるすべての時効期間を自由に消滅させるため。
- ウ．契約当事者の名称を記載しなくてもよくするため。
- エ．契約内容を将来一方当事者だけで自由に変更できるようにするため。

答え・解説

正答：ア

ア：通知先、方法、連絡先変更時の手続などを定めておくと、重要な意思表示や連絡の証拠・運用が明確になる。

イ：通知条項だけで法令上の制度を無制限に排除できるわけではない。

ウ：通知条項は当事者表示の代替ではない。

エ：通知方法を定めることと、一方的な契約変更権を与えることは別問題である。

総合解説：通知先、方法、連絡先変更時の手続などを定めておくと、重要な意思表示や連絡の証拠・運用が明確になる。契約自由には限界があるため、特約の文言だけでなく強行法規・公序良俗との関係や紛争予防上の明確性も確認する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0128

1-5 契約書・実務基礎 > 契約条項・特約 | 難易度：標準

不可抗力条項（force majeure clause）を契約に置く場合の説明として最も適切なものはどれか。

- ア．不可抗力条項があれば、契約違反の理由を問わず常に責任を免れる。
- イ．不可抗力条項を置くと、契約は締結時から無効になる。
- ウ．災害等の一定事由が生じた場合の履行義務、責任、通知、契約終了などの扱いをあらかじめ整理するために用いられる。
- エ．不可抗力条項は商品の価格だけを定める条項である。

答え・解説

正答：ウ

ア：条項の対象事由や因果関係などに従って適用されるため、無条件の免責ではない。

イ：リスク分担を定める条項であり、置いたこと自体で契約が無効になるわけではない。

ウ：不可抗力条項は、想定外の事象が起きたときのリスク分担や手続を明確にする実務上の条項である。適用範囲は条項の文言と法令に照らして判断する。

エ：価格条項とは目的が異なる。

総合解説：不可抗力条項は、想定外の事象が起きたときのリスク分担や手続を明確にする実務上の条項である。適用範囲は条項の文言と法令に照らして判断する。契約自由には限界があるため、特約の文言だけでなく強行法規・公序良俗との関係や紛争予防上の明確性も確認する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0129

1-5 契約書・実務基礎 > 契約条項・特約 | 難易度：標準

秘密保持条項を作成する際、紛争予防の観点から最も適切な対応はどれか。

- ア．秘密情報の範囲、利用目的、開示できる相手、例外、契約終了後の取扱いなどを具体化する。
- イ．『秘密は守ること』とだけ書き、対象や例外を一切定めない方が必ず有効性が高い。
- ウ．秘密保持条項は契約当事者以外の法令上の義務をすべて消滅させる。
- エ．秘密保持条項があれば、不正に取得した情報でも自由に利用できる。

答え・解説

正答：ア

ア：秘密保持義務の対象と範囲を具体的に定めることで、何が禁止されるのかを当事者が理解しやすくなり、運用もしやすい。

イ：抽象的すぎると適用範囲を巡る争いが生じやすい。

ウ：契約だけで法令上の義務を消滅させることはできない。

エ：契約条項は違法な情報取得や利用を正当化するものではない。

総合解説：秘密保持義務の対象と範囲を具体的に定めることで、何が禁止されるのかを当事者が理解しやすくなり、運用もしやすい。契約自由には限界があるため、特約の文言だけでなく強行法規・公序良俗との関係や紛争予防上の明確性も確認する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0130

1-5 契約書・実務基礎 > 契約条項・特約 | 難易度：基礎

契約で債務不履行時の損害賠償額をあらかじめ定めることについて、民法上の基本的な考え方として正しいものはどれか。

- ア．損害賠償額の予定は口頭でしかできず、契約書に書いてはならない。
- イ．損害賠償額を予定すると、債務不履行がなくても必ず支払義務が発生する。
- ウ．当事者は、債務不履行について損害賠償の額を予定することができる。
- エ．損害賠償額を契約であらかじめ定めることは一切禁止されている。

答え・解説

正答：ウ

ア：そのような制限はない。

イ：予定額は債務不履行時の賠償関係を定めるもので、債務不履行がなくても当然に発生するものではない。

ウ：民法420条は損害賠償額の予定を認めている。ただし、他の強行法規や公序良俗等による制約が別途問題となり得る。

エ：民法は損害賠償額の予定を認めている。

総合解説：民法420条は損害賠償額の予定を認めている。ただし、他の強行法規や公序良俗等による制約が別途問題となり得る。契約自由には限界があるため、特約の文言だけでなく強行法規・公序良俗との関係や紛争予防上の明確性も確認する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0131

1-5 契約書・実務基礎 > 契約条項・特約 | 難易度：応用

A社とB社が契約書に特約を入れた。後に、その特約が法令上当事者の合意で排除できない強行的な規制に反することが判明した。この場合の考え方として最も適切なものはどれか。

- ア．署名押印があっても、強行的な法規制に反する範囲で特約の効力が否定されることがある。
- イ．特約が一つでも法令に反すれば、契約全体が必ず無効になる。
- ウ．当事者が法人同士なら、強行的な規制より契約書が必ず優先する。
- エ．代表者印が押されていれば、法令違反の条項も必ず有効になる。

答え・解説

正答：ア

ア：契約自由には限界があり、強行法規に反する合意は当事者の意思だけで有効にできない。特約が常に法律に優先するわけではない。
イ：無効の範囲は法令や契約内容により判断され、一条項の問題から当然に契約全体無効とは限らない。
ウ：法人間契約でも強行法規の適用を受ける。
エ：押印は法令違反を治癒するものではない。
総合解説：契約自由には限界があり、強行法規に反する合意は当事者の意思だけで有効にできない。特約が常に法律に優先するわけではない。 契約自由には限界があるため、特約の文言だけでなく強行法規・公序良俗との関係や紛争予防上の明確性も確認する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0132

1-5 契約書・実務基礎 > 契約条項・特約 | 難易度：基礎

契約書の締結前チェックとして、最も適切なものはどれか。

- ア．契約書の表紙だけ確認すれば、本文や別紙は確認しなくてよい。
- イ．金額欄が空欄でも、締結後に一方当事者が自由に記入すれば問題ない。
- ウ．当事者名が誤っていても、契約書は必ず同じ効力を持つので訂正不要である。
- エ．本文、別紙、仕様書などの参照関係や、金額・期間・当事者名の不一致がないかを確認する。

答え・解説

正答：エ

ア：権利義務は本文・別紙・仕様書等に分散していることがあり、全体確認が必要である。
イ：一方的な後記入は合意内容の証明を困難にし、紛争リスクが高い。
ウ：当事者特定の誤りは重大な問題となり得るため、正確な表示が必要である。
エ：契約書と添付資料の不整合は、履行内容や責任範囲を巡る紛争につながる。締結前に参照先や数値、名称、優先順位などを確認することが重要である。
総合解説：契約書と添付資料の不整合は、履行内容や責任範囲を巡る紛争につながる。締結前に参照先や数値、名称、優先順位などを確認することが重要である。 契約自由には限界があるため、特約の文言だけでなく強行法規・公序良俗との関係や紛争予防上の明確性も確認する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0133

1-5 契約書・実務基礎 > 定型約款・電子契約 | 難易度：標準

民法上の『定型約款』の説明として最も適切なものはどれか。

- ア．法律そのものを企業がコピーした文書だけをいう。
- イ．定型取引において、契約内容とすることを目的として特定の者により準備された条項の総体。
- ウ．会社の就業規則だけを意味する。
- エ．当事者が一件ごとに個別交渉して作ったすべての契約書をいう。

答え・解説

正答：イ

ア：法令の写しに限られず、定型取引の契約条項として準備されたものが対象となる。
イ：民法548条の2は、不特定多数を相手方とし内容の全部または一部が画一的であることが合理的な定型取引で、契約内容とする目的で準備された条項の総体を定型約款とする。
ウ：定型約款は就業規則に限定される概念ではない。
エ：一件ごとの個別交渉契約が当然に定型約款となるわけではない。
総合解説：民法548条の2は、不特定多数を相手方とし内容の全部または一部が画一的であることが合理的な定型取引で、契約内容とする目的で準備された条項の総体を定型約款とする。 定型約款は組入れ・不当条項・変更の各要件を分けて整理し、電子契約は契約成立と電子署名による証拠上の効果を区別する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0134

1-5 契約書・実務基礎 > 定型約款・電子契約 | 難易度：基礎

定型取引を行う合意をした者について、定型約款の個別条項も合意したものとみなされる場合として、民法上最も適切なものはどれか。

- ア．相手方に何も知らせず、契約後に初めて約款の存在を伝えた場合は常にみなされる。
- イ．事業者が社内で約款を保管しているだけで、相手方への表示等は不要である。
- ウ．定型約款を契約内容とする旨を合意した場合、または定型約款を契約内容とする旨をあらかじめ相手方に表示していた場合。
- エ．約款が100ページを超える場合だけ自動的に契約内容となる。

答え・解説

正答：ウ

ア：事前の表示など法定要件を満たす必要があり、何も知らせないまま当然に組み込めるわけではない。
イ：相手方との合意または事前表示が問題となる。
ウ：民法548条の2第1項は、定型約款を契約内容とする合意がある場合、またはその旨を事前表示した場合に個別条項についても合意したものとみなす仕組みを定める。
エ：ページ数は法定要件ではない。
総合解説：民法548条の2第1項は、定型約款を契約内容とする合意がある場合、またはその旨を事前表示した場合に個別条項についても合意したものとみなす仕組みを定める。 定型約款は組入れ・不当条項・変更の各要件を分けて整理し、電子契約は契約成立と電子署名による証拠上の効果を区別する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0135

1-5 契約書・実務基礎 > 定型約款・電子契約 | 難易度：標準

定型約款の条項のうち、相手方の権利を制限し、または義務を加重する条項で、定型取引の態様や実情等に照らして信義則に反し相手方の利益を一方的に害するものについて、民法上の扱いとして最も適切なものはどれか。

- ア．約款に印刷されていれば、内容にかかわらず必ず有効となる。
- イ．その条項があると、定型取引に関する契約全体が常に無効となる。
- ウ．その条項については合意しなかったものとみなされる。
- エ．相手方が法人ならこの規定は一切適用されない。

答え・解説

正答：ウ

ア：印刷されているだけで不当条項まで当然に組み込まれるわけではない。
イ：問題となる条項について合意しなかったものとみなす制度であり、契約全体が当然無効とは限らない。
ウ：民法548条の2第2項は、不意打ち的・不当な条項について、一定の要件の下で定型約款へのみなし合意の対象から除外する。
エ：民法548条の2第2項は法人を一律に除外していない。
総合解説：民法548条の2第2項は、不意打ち的・不当な条項について、一定の要件の下で定型約款へのみなし合意の対象から除外する。定型約款は組入れ・不当条項・変更の各要件を分けて整理し、電子契約は契約成立と電子署名による証拠上の効果を区別する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0136

1-5 契約書・実務基礎 > 定型約款・電子契約 | 難易度：基礎

定型取引を行う者から、定型約款の内容を示すよう請求を受けた場合の取扱いとして、民法の考え方に最も合うものはどれか。

- ア．約款内容は裁判所から命令が来た場合にだけ示せばよい。
- イ．約款の存在さえ伝えれば、内容を永久に秘密にしていよい。
- ウ．定型約款準備者は、原則として相当な方法で約款内容を示す必要があり、正当な理由なく拒絶するとみなし合意の効果を主張できない場合がある。
- エ．約款準備者は、相手方から請求されても内容を示す義務を一切負わない。

答え・解説

正答：ウ

ア：相手方からの請求への対応が民法上予定されている。
イ：定型約款を契約内容とする制度上、内容の開示請求に対応することが求められる。
ウ：民法548条の3は、定型約款の内容表示請求に応じる仕組みを設け、一定の場合に拒絶したときは548条の2のみなし合意を適用しないとする。
エ：定型約款の内容を確認できるようにするための表示請求制度がある。
総合解説：民法548条の3は、定型約款の内容表示請求に応じる仕組みを設け、一定の場合に拒絶したときは548条の2のみなし合意を適用しないとする。定型約款は組入れ・不当条項・変更の各要件を分けて整理し、電子契約は契約成立と電子署名による証拠上の効果を区別する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0137

1-5 契約書・実務基礎 > 定型約款・電子契約 | 難易度：標準

定型約款を一方的に変更して、変更後の条項について個別合意なく契約内容を変更できる場合として、民法548条の4の考え方に最も適切なものはどれか。

- ア．約款準備者が利益を増やしたいと考えれば、理由なくいつでも自由に変更できる。
- イ．変更後の条項が相手方に著しく不利益でも、ウェブに掲載さえすれば常に有効になる。
- ウ．定型約款は一度作成すると法律上絶対に変更できない。
- エ．変更が相手方一般の利益に適合する場合、または契約目的に反せず必要性・相当性等に照らして合理的な場合。

答え・解説

正答：エ

ア：一方的変更には法定の合理性等の要件がある。

イ：周知だけでなく、変更内容そのものが法定要件を満たす必要がある。

ウ：民法548条の4は一定の要件の下で変更を認めている。

エ：定型約款の変更は無制限ではなく、相手方の一般利益への適合または合理性などの法定要件を満たす必要がある。

総合解説：定型約款の変更は無制限ではなく、相手方の一般利益への適合または合理性などの法定要件を満たす必要がある。 定型約款は組入れ・不当条項・変更の各要件を分けて整理し、電子契約は契約成立と電子署名による証拠上の効果を区別する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0138

1-5 契約書・実務基礎 > 定型約款・電子契約 | 難易度：基礎

民法548条の4に基づき定型約款を変更する場合の周知について、最も適切なものはどれか。

- ア．変更の効力発生日は定めず、相手方が偶然知った日から個別に効力を発生させる。
- イ．変更前の約款を削除すれば、周知をしなくても自動的に新約款が適用される。
- ウ．変更の効力発生時期を定め、変更する旨・変更後の内容・効力発生時期をインターネットの利用その他適切な方法で周知する。
- エ．変更内容は社内会議で承認するだけでよく、相手方への周知は一切不要である。

答え・解説

正答：ウ

ア：効力発生時期を定めた上で周知することが予定されている。

イ：単なる削除では法定の変更・周知要件を満たさない。

ウ：定型約款の一方的変更には、変更内容等を相手方が知り得よう周知する手続が必要である。

エ：相手方への周知手続が法定されている。

総合解説：定型約款の一方的変更には、変更内容等を相手方が知り得よう周知する手続が必要である。 定型約款は組入れ・不当条項・変更の各要件を分けて整理し、電子契約は契約成立と電子署名による証拠上の効果を区別する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0139

1-5 契約書・実務基礎 > 定型約款・電子契約 | 難易度：標準

企業間の電子契約について、法令上特別に書面等が要求される契約を除いた一般論として最も適切なものはどれか。

- ア．電子契約は契約ではなく、常に単なる社内メモとして扱われる。
- イ．契約は必ず実印を押した紙面でなければ成立しない。
- ウ．電子契約は日本法上すべて無効である。
- エ．契約は原則として当事者の意思の合致で成立し、紙の契約書や押印がないという理由だけで無効になるわけではない。

答え・解説

正答：エ

ア：電子的な意思表示の合致でも契約は成立し得る。

イ：特別な法令上の方式要件がない限り、契約成立に実印押印は一般要件ではない。

ウ：電子的な方法で契約を締結すること自体は一般に認められている。

エ：民法522条2項は契約成立について原則方式自由を定める。電子的に合意した契約も、特別な方式規制がなければ紙・押印の有無だけで効力が否定されない。

総合解説：民法522条2項は契約成立について原則方式自由を定める。電子的に合意した契約も、特別な方式規制がなければ紙・押印の有無だけで効力が否定されない。 定型約款は組入れ・不当条項・変更の各要件を分けて整理し、電子契約は契約成立と電子署名による証拠上の効果を区別する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0140

1-5 契約書・実務基礎 > 定型約款・電子契約 | 難易度：応用

電子署名法について、最も適切な説明はどれか。

- ア．電子署名があれば、記録内容の事実がすべて真実であると法律上確定する。
- イ．電子署名は改変の有無を確認できない仕組みであることが法律上の要件である。
- ウ．電子署名法は紙の契約書への押印を義務付ける法律である。
- エ．一定の本人による電子署名が付された電磁的記録は、同法3条の要件を満たすと真正に成立したものと推定される。

答え・解説

正答：エ

ア：真正成立の推定は作成者に関する形式的な証明の問題であり、内容の実質的真実まで自動的に確定するものではない。

イ：同法2条の電子署名は、改変が行われていないか確認できる措置であることを要件の一つとする。

ウ：同法は電子署名と認証業務等を対象とする。

エ：電子署名法3条は、本人だけが行えるよう必要な符号等を適正に管理した本人による電子署名がある場合、一定の電磁的記録の真正成立を推定する。

総合解説：電子署名法3条は、本人だけが行えるよう必要な符号等を適正に管理した本人による電子署名がある場合、一定の電磁的記録の真正成立を推定する。 定型約款は組入れ・不当条項・変更の各要件を分けて整理し、電子契約は契約成立と電子署名による証拠上の効果を区別する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0141

1-5 契約書・実務基礎 > 契約書・署名押印・証拠 | 難易度：基礎

契約書への押印について、法令上特別の定めがない一般的な契約の説明として最も適切なものはどれか。

- ア．契約書に認印しか押していない場合、契約は必ず無効である。
- イ．押印がなくても、当事者の意思が合致していれば契約の効力が認められ得る。
- ウ．押印がない場合、当事者間の合意内容は一切考慮されない。
- エ．押印がない契約は必ず法律違反となる。

答え・解説

正答：イ

ア：印鑑の種類だけで契約効力が一律に決まるわけではない。
イ：私法上、契約は原則として意思の合致により成立し、特段の定めがない限り書面作成や押印は成立要件ではない。法務省等の『押印についてのQ&A』もこの点を示している。
ウ：契約成立の基本は当事者の意思の合致である。
エ：特別の方式規制がない契約では、押印がないことだけで法律違反とはならない。
総合解説：私法上、契約は原則として意思の合致により成立し、特段の定めがない限り書面作成や押印は成立要件ではない。法務省等の『押印についてのQ&A』もこの点を示している。契約の成立要件、文書の真正成立、記載内容の実質的な信用性は別の問題であり、それぞれ区別して理解する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0142

1-5 契約書・実務基礎 > 契約書・署名押印・証拠 | 難易度：標準

民事訴訟法228条4項について、最も適切な説明はどれか。

- ア．署名と押印の両方がそろわなければ推定は働かない。
- イ．私文書には真正成立という問題はなく、228条は公文書だけを対象とする。
- ウ．私文書に本人またはその代理人の署名または押印があるときは、その文書は真正に成立したものと推定される。
- エ．署名や押印があれば、その文書に書かれた事実内容がすべて真実と確定する。

答え・解説

正答：ウ

ア：条文は『署名又は押印』としており、両方を常に要求していない。
イ：228条4項は私文書について明確に規定している。
ウ：民事訴訟法228条4項は、本人または代理人の署名・押印がある私文書について真正成立の推定を定め、文書の作成者に関する立証を助ける。
エ：真正成立の推定は文書の作成者に関するもので、内容の実質的な信用性まで当然に確定するものではない。
総合解説：民事訴訟法228条4項は、本人または代理人の署名・押印がある私文書について真正成立の推定を定め、文書の作成者に関する立証を助ける。契約の成立要件、文書の真正成立、記載内容の実質的な信用性は別の問題であり、それぞれ区別して理解する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0143

1-5 契約書・実務基礎 > 契約書・署名押印・証拠 | 難易度：応用

署名押印のある契約書が民事訴訟法上『真正に成立したものと推定される』ことの意味として、最も適切なものはどれか。

- ア．その文書が名義人の意思に基づいて作成されたことについて推定が働くのであり、記載内容のすべてが真実であると確定するわけではない。
- イ．真正成立の推定があると、その契約が強行法規に反していても必ず有効となる。
- ウ．契約書に書かれた金額や事実関係は、反証があっても裁判所が変更できない。
- エ．署名押印がある私文書は必ず公文書に変わる。

答え・解説

正答：ア

- ア：真正成立は主に文書の作成者に関する形式的証拠力の問題である。契約内容の解釈や記載事実の真偽は別途判断される。
 - イ：文書の成立真正と契約内容の有効性は別の法的問題である。
 - ウ：真正成立の推定と記載内容の実質的な信用性は別問題である。
 - エ：私文書が公文書になるわけではない。
- 総合解説：真正成立は主に文書の作成者に関する形式的証拠力の問題である。契約内容の解釈や記載事実の真偽は別途判断される。 契約の成立要件、文書の真正成立、記載内容の実質的な信用性は別の問題であり、それぞれ区別して理解する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0144

1-5 契約書・実務基礎 > 契約書・署名押印・証拠 | 難易度：標準

電磁的記録について、電子署名法3条の要件を満たす本人による電子署名が行われている場合の説明として最も適切なものはどれか。

- ア．電子署名があると、契約内容が公序良俗に反していても有効になる。
- イ．電子署名法3条は、すべてのメールを自動的に真正成立と推定する。
- ウ．その電磁的記録は真正に成立したものと推定される。
- エ．電磁的記録は紙でないため、どのような電子署名があっても証拠として扱えない。

答え・解説

正答：ウ

- ア：真正成立の推定と契約内容の有効性は別問題である。
 - イ：同条の要件を満たす本人による電子署名が必要で、すべてのメールが対象になるわけではない。
 - ウ：電子署名法3条は、本人だけが行うことができるよう適正に管理された電子署名がある一定の電磁的記録について、真正成立の推定を定める。
 - エ：電子署名法は電磁的記録の真正成立推定を明文で定めている。
- 総合解説：電子署名法3条は、本人だけが行うことができるよう適正に管理された電子署名がある一定の電磁的記録について、真正成立の推定を定める。 契約の成立要件、文書の真正成立、記載内容の実質的な信用性は別の問題であり、それぞれ区別して理解する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0145

1-5 契約書・実務基礎 > 契約書・署名押印・証拠 | 難易度：基礎

電子契約の締結後、将来の紛争に備えた証拠管理として最も適切なものはどれか。

- ア．最終契約データだけでなく、締結日時、当事者、電子署名等の検証情報、関連する重要な合意記録を適切に保存する。
- イ．電子契約は証拠にならないため、保存しても意味がない。
- ウ．複数版がある場合は、どれが最終版か分からない状態で保存する。
- エ．締結後は最終契約データを削除し、担当者の記憶だけに頼る。

答え・解説

正答：ア

ア：電子契約では、誰がいつどの内容に合意したかを後から検証できるよう、最終版と締結履歴、認証・署名情報などを保存することが重要である。
イ：電磁的記録も民事紛争で証拠となり得るため、適切な保存が重要である。
ウ：版管理を明確にしないと、どの内容に合意したか争いになりやすい。
エ：記録を削除すると合意内容や成立経緯の立証が困難になる。
総合解説：電子契約では、誰がいつどの内容に合意したかを後から検証できるよう、最終版と締結履歴、認証・署名情報などを保存することが重要である。契約の成立要件、文書の真正成立、記載内容の実質的な信用性は別の問題であり、それぞれ区別して理解する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0146

1-5 契約書・実務基礎 > 契約書・署名押印・証拠 | 難易度：標準

A社とB社が、法令上特別の書面要件がない取引について、メールで商品・数量・価格・納期に合意したが、押印済み契約書は作成していない。一般論として最も適切なものはどれか。

- ア．メールは民事訴訟で一切証拠にできない。
- イ．メールによる意思の合致でも契約が成立し得て、メール記録は合意内容を示す証拠となり得る。
- ウ．メールで合意した場合は、法律上必ず無償契約になる。
- エ．押印済み紙契約書がないため、契約は必ず不存在である。

答え・解説

正答：イ

ア：電磁的記録も証拠として利用され得る。
イ：契約は原則として方式自由であり、電子メールでも申込みと承諾が一致すれば成立し得る。メールの保存は合意内容・時期の証明にも役立つ。
ウ：媒体がメールであることと有償・無償の別は関係しない。
エ：特別な方式規制がない限り、紙や押印は一般的な成立要件ではない。
総合解説：契約は原則として方式自由であり、電子メールでも申込みと承諾が一致すれば成立し得る。メールの保存は合意内容・時期の証明にも役立つ。契約の成立要件、文書の真正成立、記載内容の実質的な信用性は別の問題であり、それぞれ区別して理解する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0147

1-5 契約書・実務基礎 > 契約書・署名押印・証拠 | 難易度：標準

法人間契約の契約書作成時、当事者表示の実務として最も適切なものはどれか。

ア．グループ会社であれば、正式法人名を記載せずブランド名だけでも常に同一法人として扱われる。

イ．契約当事者の表示に誤りがあっても、後から確認する必要は一切ない。

ウ．担当者のニックネームだけ記載すれば、法人の表示は不要である。

エ．法人の正式名称や所在地、契約締結権限を持つ者の表示などを確認し、誰が契約当事者か分かるようにする。

答え・解説

正答：エ

ア：ブランドやグループ名と契約主体となる法人は一致しない場合がある。

イ：当事者の誤認は履行・請求・証拠上の重大な問題につながるため訂正・確認が必要である。

ウ：法人契約ではどの法人が当事者かを明確にする必要がある。

エ：契約当事者を正確に特定することは、権利義務の帰属や履行請求先を明確にする基本である。代表者・権限の確認も重要となる。

総合解説：契約当事者を正確に特定することは、権利義務の帰属や履行請求先を明確にする基本である。代表者・権限の確認も重要となる。契約の成立要件、文書の真正成立、記載内容の実質的な信用性は別の問題であり、それぞれ区別して理解する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0148

1-5 契約書・実務基礎 > 契約書・署名押印・証拠 | 難易度：標準

締結直前の契約書に修正が入った場合の証拠管理として、最も適切な対応はどれか。

ア．古い版と最終版を同じファイル名で無秩序に上書きし、どれに合意したか分からなくする。

イ．相手方の同意を得ずに締結後の契約書を書き換え、変更前データを削除する。

ウ．当事者が合意した最終版を特定し、修正内容や版を追跡できる形で保存する。

エ．修正があった契約書は法律上すべて無効になるため、保存不要である。

答え・解説

正答：ウ

ア：合意対象が不明確になり、紛争時の立証が困難になる。

イ：契約内容の一方的な改変は許されず、証拠上も重大な問題となる。

ウ：契約交渉で複数版が作られる場合、最終合意版を特定できるよう版管理・修正履歴を残すことが、後日の合意内容の証明に有効である。

エ：修正があること自体で契約が当然無効になるわけではなく、合意した最終内容の管理が重要である。

総合解説：契約交渉で複数版が作られる場合、最終合意版を特定できるよう版管理・修正履歴を残すことが、後日の合意内容の証明に有効である。契約の成立要件、文書の真正成立、記載内容の実質的な信用性は別の問題であり、それぞれ区別して理解する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0149

1-5 契約書・実務基礎 > 契約書・署名押印・証拠 | 難易度：基礎

契約書の押印について、最も適切な説明はどれか。

- ア．実印が押されていれば、契約内容が違法でも必ず有効である。
- イ．押印は文書の真正成立を立証する上で役立つ場合があるが、押印だけで契約内容の適法性や記載事実の真実性まで保証するものではない。
- ウ．押印は民事上まったく証拠上の意味を持たない。
- エ．押印があれば、名義人が内容を一切読んでいなくても記載事実はすべて客観的真実になる。

答え・解説

正答：イ

- ア：押印は違法な契約内容を有効化しない。
 - イ：民事訴訟法上の真正成立推定は証拠上の一つのルールであり、契約内容の有効性や実際の事実関係は別途検討される。
 - ウ：民事訴訟法228条4項との関係で、真正成立の推定に関わる場合がある。
 - エ：押印は記載事実の真実性を自動的に確定するものではない。
- 総合解説：民事訴訟法上の真正成立推定は証拠上の一つのルールであり、契約内容の有効性や実際の事実関係は別途検討される。契約の成立要件、文書の真正成立、記載内容の実質的な信用性は別の問題であり、それぞれ区別して理解する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0150

1-5 契約書・実務基礎 > 契約書・署名押印・証拠 | 難易度：基礎

法令上書面が成立要件とされていない契約について、契約書を作成する実務上の主な意義として最も適切なものはどれか。

- ア．契約書を作成すると、契約内容を後から一方当事者だけで自由に変更できる。
- イ．契約書を作成すると、法令に反する条項も自動的に有効になる。
- ウ．契約書があれば、相手方が債務を履行しなくても必ず刑事罰を科すことができる。
- エ．合意した内容、当事者、履行条件などを記録し、後日の認識違いや立証上の争いを減らすこと。

答え・解説

正答：エ

- ア：契約変更には原則として当事者間の合意等が必要で、一方的変更が当然に可能になるわけではない。
 - イ：書面化は違法な内容を有効化しない。
 - ウ：契約違反は原則として民事問題であり、契約書の存在だけで刑事罰が生じるわけではない。
 - エ：方式自由の契約でも、書面化には合意内容を明確にし、証拠を残す重要な実務的意味がある。成立要件でないことと、契約書が不要であることは別である。
- 総合解説：方式自由の契約でも、書面化には合意内容を明確にし、証拠を残す重要な実務的意味がある。成立要件でないことと、契約書が不要であることは別である。契約の成立要件、文書の真正成立、記載内容の実質的な信用性は別の問題であり、それぞれ区別して理解する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01